

平成23年第3回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成23年9月7日 午前10:00

○散 会 午後 3:04

○出席議員（20名）

1番 中川光博	2番 大谷貞廣	3番 児玉春雄
4番 藤原幸作	5番 菅原理恵子	6番 澤井昭二郎
7番 菅原久和	8番 伊藤栄悦	9番 戸田俊樹
10番 佐藤義久	11番 小林悟	12番 岡田曙
13番 佐藤昇	14番 藤原典男	15番 西村武
16番 鈴木斌次郎	17番 堀井克見	18番 藤原幸雄
19番 佐々木嘉一	20番 千田正英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長	石川光男	副 市 長	鑑 利 行
教 育 長	肥田野耕二	総 務 部 長	山 口 義 光
市民生活部長	根 一	福祉保健部長	鈴 木 司
産業建設部長	児玉俊幸	水道局長	菅原龍太郎
教 育 部 長	鎌田雅樹	会計管理者	川 上 護
企画政策課長 （部長待遇）	幸村公明	総 務 課 長	藤 原 貞 雄
財 政 課 長	鈴木利美	税 務 課 長	鈴 木 整
市 民 課 長	小玉優子	生活環境課長	関 谷 良 広
追分出張所長	三浦喜博	社会福祉課長	大 木 充
高齢福祉課長	小玉隆	健康推進課長	遠 藤 睦 子
産 業 課 長	伊藤清孝	都市建設課長	渡 部 智
総務学事課長	舘岡和人	幼児教育課長	門 間 善一郎
生涯学習課長	菅原 一	スポーツ振興課長	菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第3回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成23年9月7日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまです。

それでは、ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回潟上市議会定例会を再開します。

なお、10番佐藤義久議員から所用のため欠席の届けがありました。（午後から10番出席）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、3番児玉春雄議員、14番藤原典男議員、19番佐々木嘉一議員、12番岡田 曙議員、4番藤原幸作議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は発言席において、再質問は自席にてお願いします。

3番児玉春雄議員の発言を許します。3番児玉春雄議員。

○3番（児玉春雄） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、早朝より大変御苦労さまでございました。

それでは私から一般質問をさせていただきます。

9月定例議会において一般質問の機会を得ましたことに対し、感謝を申し上げます。

質問の際、お聞き苦しい点もあろうかと思いますが、ご容赦くださるようお願い致します。

私は3点に絞り、ご質問を申し上げますので、簡潔・明瞭なる答弁をお願い致します。

それでは、第1点め、少子化対策について。

本市の少子化対策についてであります。

少子化の進行は社会全体に深刻な影響を与えております。県においては、子供を産み育てやすいようにするため、様々な施策に取り組んでおりますが、晩婚化や夫婦の出生力の低下などにより少子化は進行しております。県事業の一つとして、新たに平成22年度から男女の出会いの場の創出や男女のネットワークづくりをはじめ、各自治体に対し

ても少子化対策に関する交付金を事業化するなどの対策に乗り出している現状にあります。

一方、本市においても出生数は減少の一途にあり、少しでも安心して子供を産み育てる環境をつくっていくことが課題となっております。本市における少子化対策への取り組みとしては、平成22年度に県の少子化対策交付金を活用して、他市町村に先駆けて子宮頸がん予防接種事業を実施し、高く評価されるとともに、各種の予防接種事業等についても子育て世代への負担軽減を行ってきていることは承知のとおりであります。その効果については、経済の活性化や雇用の場の創出等々も関連して、一朝一夕に結果を結びつけることは難しいと考えますが、少なくとも果敢なこの姿勢にこそ活路が開けるものと思っております。

こうした少子化対策への取り組みは、地道な継続性を持って取り組まなければなりません。将来展望に立ち、市行政が次世代育成支援対策として横断的な取り組みを進めることで、より効果が期待できるものと考えております。

本市における次世代育成支援計画の進捗と官民が知恵を出し合って少子化対策事業に取り組む仕組みづくりについて伺います。

質問の2点めは、本市における健康推進についてであります。

現在、日本人の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっていると言われております。秋田県においては13年連続、がんで亡くなる人の割合が全国一という状況にあることから、今年度から大々的ながん撲滅キャンペーンを展開しております。

本市においても決して例外でなく、21年度中に亡くなった人の約3割のがんで、そのうちの約60%は男性が占めているということ、部位別では胃、肝臓、肺が上位を占めていることが広報かたがみで紹介されておりました。

偏った食生活、生活習慣、ストレス等々、その要因も様々であります。私においても見てのとおりで、定期的に通院しては医師の診断を仰いでいる状況であります。常に病院の先生から言われることは、規則正しい生活習慣、食事・運動による体重のコントロールですが、私たち自身が病気に勝つために心がけなければならないことは、病気の早期発見・早期治療であります。

本市においては、今年度からがん検診についてもクーポン券事業を実施しておりますが、その実施状況と事業効果について伺います。

また、本市では精力的に健康指導などを行っております。食事の摂り方一つにしても

カロリーベースで考える習慣がつくことで、食事量や運動量が健康管理にどのように効果を発揮しているのか、このような健康教室に参加することで病気に対する知識と関心を高めることが大事であります。健康管理に対する意識づけを目的とした各種の健康教室の開催など、ソフト事業の基本的な進め方と課題解決に向けた取り組みについて伺います。

質問の3点め、組織の育成についてであります。

東日本大震災後における暮らしは、直接的・間接的に私たちの日常の暮らしにも影響を及ぼしております。被災地からの避難者の受け入れや放射能問題、節電対策のみならず、人と人が支え合い、助け合っていくこと、できることから始める市民協働のまちづくりと地域コミュニティについても改めて考えさせられる今日であります。

このような時世にこそ、「まちづくりは人づくりにあり」との先達からの言葉をかみしめたいと思います。このまちづくりの主役となるのは市民の力であります。行政では行き届かない地域の課題や活性化に向けて、地域住民みずからが知恵を出し合い、企画・運営を行っていくという市民活動の輪が広がっていくことで市民協働のまちづくりのスタイルをつくり上げていくことが大事であると思います。

本市においても様々な場面で活動をしている団体、グループ、サークルがあります。先般は潟舟保存会が八郎湖に打たせ舟を再現し、参加した方々はかつての八郎潟に思いを馳せ、ロマンを膨らませたとのことです。

また、豊川をヨイショする会や潟上市のCM制作活動に当たる若手経営者のグループ、発明同好会、八郎プロジェクト等々、これらの団体やグループ、サークルは独自の活動を展開しております。本市において、こうした団体、サークル、グループを支援し、まちづくりを進めていく仕組みについて伺います。

以上で壇上での私の一般質問を終わります。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 3番児玉春雄議員の一般質問の1つめ、少子化対策についてお答えを致します。

潟上市の次世代育成支援行動計画では、「子ども」、「家庭」、「地域」がともに育む子育て応援のまちづくりを基本理念とし、「子どもたちの生きる力」、「家庭の子育てする力」、「地域の子育てサポート力」を応援する3つの基本目標に沿って5つの基本施策94事業を実施していくこととしています。

前期計画から継続して実施している86事業のうち、主な事業の平成22年度における実績は、通常保育事業8カ所676人、延長保育事業8カ所310人、放課後健全育成事業8カ所328人、一時預かり事業4カ所1,294人、地域子育て支援拠点事業3カ所で、目標事業量を達成し、進捗率100%となっております。

また、後期計画では社会環境の変化に対応すべく、新たに推進する8事業を加え実施していくこととしております。その中で平成22年度に実施した事業は、国の施策に従って実施される「子ども手当」、子育てに取り組む家庭を心身ともにサポートする「父親の育児参加推進事業」および「特定不妊治療費助成事業」、地域の子育て力の強化を図るための「ファミリー・サポート・センター」の設置、職業生活と家庭生活との両立支援の強化を図るため「事業主への情報提供」および「事業所向けのワークライフバランス意識啓発」の6事業であります。

さらに、女性特有のがんである子宮頸がんを予防し、安心して妊娠・出産、子育てができるよう、中学生を対象に子宮頸がんワクチン接種を全額公費負担で実施しています。23年度からは、新たに不育症治療費助成事業と子育て中の親子への健康面のサポートを主体とした交流事業として「かたがみ親子パワーアップ作戦」を開催する計画であります。

また、未就学期においては、「潟上市幼保一体化施設基本計画」として、追分保育園と追分乳児保育園の統合した追分保育園を4月からスタートさせており、今年度は出戸幼稚園に保育所機能を加えた幼保一体化施設として整備工事を実施しております。

小学生期には、放課後児童クラブを実施するなど保育と教育の充実、保育所・幼稚園・小学校との連携や交流、地域環境を生かした創意ある園づくり等を推進するとともに、中高生期においては奨学金充実などの支援策を講じております。

今後は、さらに市民全体による「次世代の育成」や「次世代の地域づくり」の観点から、子供と子育て家庭の支援を推進し、子育ての相談・指導による育児不安の解消や地域での子育てに対する支援策の推進など、地域全体で子育てを支援する拠点として市内3カ所の「地域子育て支援センター」を中心に、さらなる子育て支援機能の充実を図ります。

また、少子化の要因の一つである未婚化や晩婚化対策のため、秋田県少子化対策局との連携を図りながら、あきた結婚支援センターによる「出会い・結婚支援活動」を行うボランティアの活用や若者の就労支援など、企業の子育て支援への取り組みを推進し、

官民一体の少子化対策と子育て支援策を実施しております。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 3番児玉春雄議員の一般質問の3つめ「組織の育成について」のご質問にお答え致します。

最近、地方自治の分野で「協働」という言葉が頻繁に使われておりますが、協働の中でも、特に行政が市民と協働する関係性を指して「市民協働」と言われております。

具体的には、「市民、市民活動団体、事業者および市がお互いの立場を理解し、不特定かつ多数のものの利益の増進を図るための共通の目標に向かって対等な立場で努力し、その成果と責任を共有し合う関係」と言えます。

近年、少子・高齢化や環境、教育、防犯・防災など、地域社会の課題が複雑かつ多様化してきております。これらの課題に公平、画一的な従来の行政サービスだけでは十分に対応できないケースが多くなってきている中で、市民が備えている潜在能力や資源を発揮して、自主的にこれらの課題の解決に取り組むNPO法人や地域活動団体など、非営利で公益的な市民活動が注目されております。

こうした市民活動団体と行政とが協働することにより、行政だけでは難しかったきめ細やかで柔軟な対応、新しいサービス、有効な取り組みが可能になります。市民活動団体や協働により創出されるサービスは「新しい公共」とも呼ばれ、豊かな地域社会の創造に寄与するものと期待されております。

また、地域コミュニティについては、頻発する自然災害時においても重要な役割を担っており、コミュニティ意識の希薄化・形骸化が大きな問題となっておりますが、従来から存在する自治組織が相互扶助、親睦の枠を越え、地域の垣根を越えてNPO法人などの多様な組織との連係・協働を深め、まちづくりに取り組むことにより、地域社会の活性化につながるものと思われまます。

潟上市では、まちづくりの主役は市民であり、まちづくりには市民の参画が不可欠と捉え、多様化する市民ニーズを適格に把握し、魅力的なまちづくりに反映させていくためには、市民、各種団体、事業所および行政が相互理解のもと、パートナーシップを構築し、協働により地域課題に対応することが必要だと考えております。

潟上市のまちづくりや地域づくりの特徴として、自治会が「地域のことは地域で行う」という強い気概とたゆまぬ努力のもとに、地域住民が安心して暮らせる生活を提供してきていることは大きな特徴でもあります。あわせて、自主防災組織活動の進展にも

期待されるところでございます。

ご質問にあります団体やグループの支援につきましては、昨年度からまちづくり活動団体の自立支援を目的とした「潟上市まちづくり団体活動助成金」事業を導入し、申請に応じて活動事業の一部について5万円を限度に助成しておりますが、歴史文化の継承や自然環境の保護、農山村地区や商店街の活性化など各分野で活動している団体や組織を強化・育成するには、各種団体の自立性を促しながら個別の支援協力を行うとともに、サークルやグループなどの市民団体においても趣味嗜好の活動範囲を超え、潟上市全域のまちづくりに寄与する活動を自主的に展開してくれるよう強く望むものでございます。

今後は、さらに複雑化・深刻化する様々な地域課題への対応に向け、地域づくりやまちづくりの中心となっている自治会や地域コミュニティと各分野で活動されている市民団体との連携や協働を図りながら、より一層地域のつながりを強固なものとし、行政の役割・地域の役割、そして市民としての役割を明確にし、それぞれが独自性を生かした意欲的なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 3番児玉春雄議員の一般質問の2つめ「健康推進について」お答え致します。

ご質問の一つめ、今年度から始まりましたクーポン券事業の進捗状況についてであります。

ご承知のとおり、今年度新規事業として6月から胃がん検診と大腸がん検診の無料クーポン券事業を開始しております。胃がん検診は集団検診で、総数にして1,454人受診し、昨年度実績を48人上回っており、クーポン券利用者は45人でした。大腸がん検診については、8月12日現在で昨年を267人上回る2,113人が受け、そのうちクーポン券利用者は302人でした。この後、クーポン券の事業未受診者を対象にして、再度個人通知を行い、11月に実施する追加の集団検診への受診勧奨に努めてまいります。

次に、2つめの質問の健康づくりにおけるソフト事業の基本的な進め方と課題解決に向けた取り組みについて申し上げます。

潟上市では、市民の健康づくりを効果的に推進していくために、健康づくり計画「健康かたがみ21」を策定し、20年度に中間評価を行い、24年度を最終年度として実施してきております。

この計画では、生涯現役で健やかに暮らせるよう、食生活、運動、休養など8分野別に乳幼児期から高齢期の各ライフスタイルに応じた行動目標を設定し、健康教室、検診等に反映させております。特に成人期においては、高血圧症や糖尿病、高脂血症の原因となっている内臓脂肪症候群への取り組みが重要課題となっております。特定健診の受診勧奨とともに保健指導該当者へは個別指導を継続的に実施し、改善に向けてサポートしております。

また、広く知識の普及啓蒙を図るため、地域に出向いての健康教室や健康づくり組織との連携のもとでのがん講演会、心の健康づくり講演会等を継続して実施してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 3番、再質問ありますか。はい、3番。

○3番（児玉春雄） ただいまは丁寧なるご説明、ご答弁、大変ありがとうございました。

私からは少子化対策と、それから3番めの組織育成について再質問をさせていただきます。

ただいま次世代育成支援計画などの様々な事業の取り組みの状況について答弁がありました。このような事業を、より積極的に進めることで本市の少子化が少しでも改善されるのではないかと願うばかりでございます。また、一朝一夕には解決のできない問題ではありますが、本市においても出生数が年々減少している状況にあることは事実であります。市としても少子化対策について調査・検討していくことで、より課題が鮮明になるうと思っております。

そこで、若者でにぎわうまちづくり、子供の歓声が聞こえるまちづくりのために、市民を巻き込んで調査・検討をしていく必要があるのではないかと。その上で市行政ができること、市民ができること、企業ができることなどを探っていく必要があると考えますが、この点において再度答弁を願います。

また、3点めの組織育成についてであります。何か事を起こすとき、情熱を持った10人の仲間がいればいとも言われます。金は出すが口は出さないぐらいの心意気で、それぞれの市民団体、グループを応援し、潟上の元気を発信してほしいと願うものであります。この点について再度お伺い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 3番さんの再質問の1点め、少子化対策についてお答えします。

部長からは、細々とした答弁書いてますが、要するに少子・高齢化対策は、もう何よりも優先すべき課題だと考えていますので、3番さんのご提言の趣旨も理解しまして、今後、調査・検討をさせてまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 3番の児玉春雄議員の再質問の3点め、組織の育成についてお答え致します。

議員ご指摘のとおり、金は出すが口は出さない、潟上の元気をというような発信をどのように考えているのかということについては、潟上市としては先ほども1回めの答弁で申し上げましたとおり、助成金事業については、率直に言って金額的には多い少ない等いろいろあろうかと思いますが、有効に活用していただいていると。その中でいろいろ先ほども質問の中にもありましたとおりCM制作やら、それからみずから率先して広告を募って潟上の冊子を発行しているとか、いろいろなその若者の元気な取り組みというのが最近芽生えてきているということを感じております。それらをこの後も市として支援してまいりたいと考えておりますので宜しくご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 今の副市長の答弁に尽きるわけですが、部内でも一律5万円という金額については議論をしています。もう傾斜配分をしてもいいのではないかと、事業によってはですね。こういう議論もありますので、今後この事業の内容等をよく検討しながら5万円に限定しないで、増えるものもあるし、減るということはないですけども、そういう方法で考えていきたいと思っています。

○議長（千田正英） 3番、再々質問ありますか。はい、3番。

○3番（児玉春雄） ただいまの市長の答弁、本当にありがたいと思っております。これは再々質問ではございませんが、石川市長をはじめ当局職員の皆様方が、日頃から潟上市民、潟上市政にご尽力をくださいますことに心より改めて感謝と敬意を申し上げます。

また、石川市長におかれましては、毎日が激務であると思っております。どうか体調には十二分に留意され、3万5,000人潟上市民のトップリーダーとして今後とも頑張ってくださいよう心からご祈念を申し上げ、私の一般質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって3番児玉春雄議員の質問を終わります。

14番藤原典男議員の発言を許します。14番藤原典男議員。

○14番（藤原典雄） おはようございます。日本共産党の藤原典男でございます。

9月議会を準備されました市当局の皆さん、そしてまた朝早くから傍聴に駆けつけられた市民の皆さん、本当に御苦労さまでございます。

私は、自然エネルギーの活用の問題、それから聴覚障害者の補聴器購入への補助、3つめは潟上市マイタウンバスの運転経路と交通権について質問を致したいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

1つめの質問です。自然エネルギーの活用について。

福島第一原発事故を踏まえて自然エネルギー、再生可能エネルギー中心の持続可能な社会づくりへ、その実現の方向を今、国民の中で求めている声が大きくなってきているのではないのでしょうか。原発依存社会の危険性、地球温暖化防止の手段としても、再生可能エネルギーの普及が必要です。さらに、住民主導による導入促進は社会に様々な好影響をもたらし、明るい未来を生み出すことをドイツ、デンマークの実践は示しており、住民と各自治体の役割は大きいものがあると思います。

再生可能なエネルギーは水力発電・地熱発電・太陽光発電・風力発電などがありますが、本市に関係する風力発電について主に質問したいと思います。

本市は一年間、風力発電が将来可能な地域なのか県より補助金をいただいて調査することになっており、今、調査期間中でございます。風力発電は、再生可能な自然エネルギーとして発展が期待される分野です。今、原発は日本に54基ありますが、現存する原発の発電量約49万kwの約40倍である20億kw以上という自然エネルギーの資源量があることを環境省再生可能エネルギー調査が示しました。

その大半は風力発電によるものです。陸上風力約2.8億kw、洋上風力約15.7億kwとなっております。この豊かな可能性を実際のエネルギーとして実用化する取り組みが世界で行われております。08年から09年の一年間に前年比41%増の38万kwが導入されております。国内でも高知県梶原町では、町営の風力発電で得られた収益を太陽光発電普及の補助金や林業支援に充てるなど、地域振興と自然エネルギー普及を総合的に進めていく取り組みもあります。

しかしその一方で、風力発電の立地の際に域外企業により経済性のみを追求し、地元住民との十分な協議や合意もないまま大型風車建設が行われ、風力発電施設周辺の住民から健康被害の訴えが出ているケースも各地にあります。健康被害は、低周波音、振動

によるものです。直径80mにもおよぶ大型風車を対象とした騒音基準や立地規制が日本では作られていません。NEDO（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）の影響マニュアルによれば、環境影響を受ける恐れのある地域、低周波音の受ける範囲内を500mとしておりますが、愛知県豊橋市では1.3km離れた住民が健康被害を受けたと報道されました。静岡県伊豆半島の熱川温泉別荘地に建設された10基の発電用大型風車は、別荘の民家から300mという近くにあります。これは静岡県の風車建設ガイドラインが300m以上離すということからきておりますが、ガイドラインは地形の影響や個人差もあることから、NEDOマニュアルや各種のガイドラインを見直す必要があると思ひます。

環境省は、2010年から最長4年間調査することになりました。これは低周波音、振動による被害の苦情が続発しているからです。今年の数カ月前の地元秋田の新聞報道によれば、秋田湾から男鹿市にかけて風力発電を数十基建設する構想が発表されました。潟上市では、今、風力発電が利用できるかどうか調査中にもかかわらずということでございます。自然エネルギーの再生は大事ですが、一方で健康被害も生ずるので、十分な調査・研究、距離条件の設定、低周波を発生させない製品の開発、住民合意など必要と思ひますが、本市の対応について伺ひます。

また、庁舎建設に関係するもう少し先の話ですが、各自治体では庁舎建設の際に自然エネルギーの活用、この場合は太陽光パネルですが、これを設置し、庁舎内の電力の大半を賄うという実態も生まれております。本市でもこのような取り組みで光熱費の削減を行うことは大事なことと思ひますが、庁舎への太陽光発電の導入についての見解などについても伺ひたいと思ひます。

次に、聴覚障害者の補聴器購入への補助について伺ひます。

障害者基本法が今年7月29日、参議院本会議で全会一致で可決成立しました。改正の目的は、障害者権利条約（国連総会で06年12月採択、08年5月発効）の批准に向けて、国内法制をその理念・趣旨に沿う形で整備するとあります。障害者制度改革推進会議は、障害者権利条約で示された障害者の人権の確保のためには、締結国の義務履行を担保する受け皿として障害者基本法を抜本改正して、社会権や自由権を実現するための基本法として位置づけ、障害者の人権を確保するための諸施策を規定すべきであるとしております。

障害者権利条約を特徴づけるものの一つに、当事者参加があります。「Nothing

about us without us.」これは「私たちが抜きに私たちのことを決めるな」とのスローガンに象徴されるように、法律や制度などの制定過程に障害当事者、障害団体が広く参加することを大原則とするものです。この立場を堅持し、市当局も障害者のための優良な施策を一緒に考え拡大していただきたいと思います。この点について、まず伺いたいと思います。

次に、私は聴覚障害者への補聴器購入への補助について伺います。

聴覚障害者は、障害の程度により区分が1級と2級に分かれておりますが、これに該当しない方のために独自の制度があります。具体的に言いますと、県の制度に倣って平成22年5月17日に告示されました「潟上市難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱」があります。これは「身体障害者手帳の交付の対象にならない程度の難聴児に対して、補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション力の向上を促進するため、補聴器の購入費用に一部を助成し、もって難聴児の福祉の増進を図ることを目的とする」と第1条で述べられております。対象となる方は両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者、ただし医師が認めた場合は30デシベル未満についても対象とするとあります。補助の額は補聴器購入の基準額と業者見積りの額のどちらか比較して少ない方の3分の1を乗じた額となっております。

補聴器も軽度、中度のものが一台当たり4万3,200円から高度難聴用、骨導式ポケット型・骨導式眼鏡型の12万7,200円まであり、児童を持つ親によっては補助はありがたいものですが、問題点を指摘し改善できないものかと見解を問うものです。それは先ほど述べました聴力レベルの記述のほかに、「ほか2点の要件を満たす18歳未満の児童生徒とする」という年齢の規定がありますが、18歳といえは普通に進めば高校3年生です。生まれ月により早く18歳になったり、遅く18歳になったりとなりますが、同じ同級生ということに変わりありません。同じ同級生が生まれ月の違いにより、この制度を適用されなくなったり、適用されたりと差別が生まれます。18歳になったからといって親の経済的援助が必要ないわけではありません。まずは高校を卒業しなければいけません。高校生の身分は変わらないのに18歳未満でなくなることから補聴器購入への補助制度が適用できなくなるので、18歳の年度末までという制度に追加変更した方が私はよいと思います。難聴児の福祉の向上を図るこの目的に沿うものと思います。他の類似する制度、例えば障害者年金を受けている方は、子供の加算分については18歳になっても高校を卒業するまでの年度末3月31日までとなっております。児童扶養手当もそのようになって

おります。これは家計への経済的援助、福利厚生が必要ということでこのようになっていと思います。補聴器購入への補助も18歳未満は適用するが、18歳になれば適用できないということのないように、18歳になった年度末までの適用ということに改善できないものか見解を伺いたいと思います。

また、高齢になればだんだん耳が遠くなることにより、交通事故の危険性や生活にいろいろ不便が多くなります。高齢者が補聴器を購入した際に、市より幾らかでも補助が出れば、高齢者へのあたたかな配慮がある、大事にしてくれている市だということで生活への意欲も、さらにわくのではないのでしょうか。一律に幾らという方法もあるでしょうし、購入費の何割というやり方もあると思いますが、このことについても見解を求めたいと思います。

次に3つめ、潟上市マイタウンバス運転経路と交通権について伺います。

潟上市マイタウンバスは、利用するお客さんが少ないものの、利用する市民にとっては安い運賃で利用しやすい交通機関になっていると思いますが、私はこのマイタウンバスの路線経路をもっと増やすべきではないかということで質問致したいと思います。

高齢化が少しずつ進み、今は運転免許を持って車を運転していても、いずれ高齢となり判断力や機敏性などが鈍り、目も悪くなり、車を運転して相手に傷害を与える事故を起こすことを恐れ、車を手放し、免許証の返還をする方がぼちぼちと目立つようになってきました。高齢になり車を手放した方が必要となるのは、公共交通機関です。

現在、潟上市で行っているマイタウンバスの事業は、塩口線、野村線、豊川線、大清水線、天王グリーンランド線の天王・江川方面と天王グリーンランド線のブルーメッセ方面があります。これに中央交通の追分線と、同じく中央交通の五城目線があります。私はさらに、市道である二田追分線の運行及び豊川方面では旧昭和町でもバスを走らせたことのない真形、草生土方面の運行も視野に入れた、新たなるマイタウンバスの運転経路の増も今後検討すべきではないかと思い、提案致します。

運行するとすれば、どんな解決しなければならない問題点があるのか、今後の取り組み、計画についてもお知らせください。

社会的には、誰にでも等しく交通権、つまり人が交通機関を利用して移動する権利があるのに、地域格差、保障されていないのではないのか懸念しております。将来を見据えた本市でのマイタウンバスの運行計画、利用度を高めるために、交通手段を持たない多くの高齢者の皆さんのニーズに応えた政策が必要です。数カ月前の同僚議員の質問で

は、乗り合いタクシーのことが取り上げられておりましたが、今、どのような取り組みをして、現状はどうなっているのかも伺いたいと思います。

豊川、草生土は十数世帯のうち、ほとんどの高齢者の皆さんが1週間か2週間置きに病院通いをしており、一回出かければ医者代、タクシー代を含めて6,000円から7,000円かかり大変だという声がありました。タクシーを利用するしないについては本人の意思にもよりますが、せめて買い物を含め1週間に1回、いや、2週間に1回でもバスをここまで走らせてほしいという切実な声がありました。二田追分線、豊川草生土、真形、株山方面への増設、市内全体のマイタウンバスの運行や交通権のことについても当局の見解を求めるものです。

宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原典男議員の一般質問の一つめ「自然エネルギーの活用について」お答え致します。

潟上市の沿岸部は、平坦で海岸線に沿って国道や県道が走り、風力発電施設建設のアクセスが良好であり、送電や配電線が整備されているなど、風力発電に適した条件が揃っているものと認識しております。

市では、平成22年度に「緑の分権改革推進事業」として、県からの委託を受け、風力発電に関する事業化可能性調査を実施しておりますが、風車建設場所の保安林指定解除の問題や売電単価の問題等、潟上市独自では解決できない課題が多いことが明らかになっております。

県では、今年度から総合特区制度を利用しながら、秋田市、潟上市、男鹿市につながる保安林指定解除を前提として、風力発電の事業化に向けての取り組みを検討しておりますが、これは民間による事業体を公募し、民間主体の発電事業を資金調達も含めて円滑に進めるためのものと伺っております。

また、ご質問にもありました低周波がもたらすと思われる健康被害やその対策については、今後、県をはじめ事業主体となる民間業者がどのように検討しているかなど、情報の収集に努めるとともに市民の不安解消のために、あらゆる手段を講じるよう要請するなど、潟上市においても県における事業の進捗状況を見きわめながら自然エネルギーへの取り組みを検討したいと考えています。

次に、新庁舎における自然エネルギーの活用、中でも太陽光発電の導入についてであ

りますが、新庁舎に求められる機能は行政運営の効率化や市民サービスの向上以外に、省資源・省エネルギーによる経済性と安全性も考慮され、維持管理がしやすく実用的であることであります。構造的には、耐火・耐震性が配慮され、防災拠点としての機能が発揮できる庁舎とすることは当然であります。太陽光や風力など自然エネルギーを利用できる発電システム導入も検討し、また、市内で製造販売している木質ペレット等の利用やLED照明を活用するなど、CO₂の削減や環境負荷の低減を図りたいと考えています。いずれにせよ、設計の段階で、より具体的な内容が検討されることとなります。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 14番藤原典男議員の一般質問の二つめ「聴覚障害者への補聴器購入の補助について」お答え致します。

障害者の施策等につきましては、毎年、障害者自立支援協議会を開催しており、構成メンバーとして障害者団体や施設長、学識経験者などで障害者団体、関係者の意見を取り入れながら実施しておりますことをご理解ください。

次に、補聴器購入助成事業であります。秋田県が平成22年4月より実施するに当たり、潟上市でも県と同様の補助率3分の1で実施しております。県内25市町村中23市町村が補助をしており、その中で3分の1補助が19市町村になります。

障害児および障害者の年齢につきましては、障害者自立支援法で定められており、かつ児童福祉法でも18歳未満を児童として定義されています。これにより障害者の補装具や日常生活用具等の障害者福祉サービスも同様に対応しております。

児童扶養手当については、児童扶養手当法で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者と定義されております。扶養と福祉サービスの法律が根拠になっております。

今回の補聴器購入助成事業に当たり、市広報への掲載や関係機関と連携し、対象と思われる方々へのご連絡や、連絡があった方々に対して、実施後、直ちに申請書および要綱を配布するなど、購入希望があるかどうかを確認しておるところであります。

高齢者への助成については、高齢者が住み慣れた地域で安心して快適な生活が送れるよう今後検討してまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 14番藤原典男議員の一般質問の3つめの「潟上市マイタウンバ

スの運行経路と交通権について」お答え申し上げます。

本市のマイタウンバス事業につきましては、高齢者をはじめとする交通弱者の移動手段の確保を目的に、民間バス事業者が廃止された路線の代替措置として天王・昭和地区を中心に5路線を運行しております。

このマイタウンバス事業につきましては、平成21年に運行形態を大幅に見直し、天王グリーンランドとブルーメッセを結ぶ路線を新設するとともに、利用状況が低下しているダイヤを整理・廃止するなど、運行経費の節減をあわせて図っております。

藤原議員がご提案されている市道二田追分線および豊川地区の真形・草生土方面の運行についてでございますけれども、市道二田追分線につきましては、市道追分下出戸線を経路としている秋田中央交通の「追分線」が並行して現在運行されております。この「追分線」は天王グリーンランドから秋田駅まで一日12往復運行されております。この路線と新たに並行した安い運賃でマイタウンバスを運行する場合に、追分線の乗車が少なくなることが予想されます。生活バス路線廃止に拍車がかかる恐れがございます。仮に「追分線」が廃止されマイタウンバスで本数を維持する場合には、概算で約2,500万円の財政負担が生ずることになります。

一方、豊川地区の真形・草生土方面の運行についてでございますけれども、この地区は急な坂道が生活道路であり、現在の29人乗りのバス車両でこの道路を運行するには物理的に無理であることから、大変危険であり、運行は困難であります。

以上のことから、2つの路線とも現在の運行体制では厳しいことを、まずはご理解くださるようお願い致します。

しかし、高齢者を含めた交通弱者の生活の足を守るための生活交通の確保については大変重要であると考えております。現在、市民1,000名を対象とした「生活交通アンケート調査」を実施しております。このアンケート結果を分析し、今、全国的に導入が進んでいるデマンド型乗合タクシー、いわゆる利用者の要求、あるいは予約があれば基本路線以外にも経由するというものでありますけれども、この手法の導入や利用状況の低いバス路線については、整理・廃止も視野に入れた抜本的な見直しを今後図ってまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 14番、再質問ありますか。はい、14番。

○14番（藤原典男） まず1つめ、自然エネルギーの問題について伺いたいと思います。

活用の必要性は私も市当局も一致しているということで、設計の段階で検討するとい

う回答でありましたけれども、これは太陽光発電についてですね。私、二、三聞きたいのですけれども、風力発電については市独自で設置して、お金を出して、発電、そしてそこから電気を得るという考えは今のところはないと思われまますけれども、その点についてはどうなのかということ。

それから、民間の方が設置した場合に、やはり同じ市だからということで、市に建っているからということで補助金の要請とかももしかしたら来るかもしれません。それから、こちらの方から買ってくださいということで、こういう風力発電を作ったところから来るかもしれませんけれども、これについての見解は、まずそのときになってみなければわかりませんが、いずれそういうことも含め、私がこの中で言いたいのは、風力発電というと健康被害の問題があるからね、特に1.3km離れたところでもそういう状況があるので、民間がやるとすれば、よほど慎重に、どういう機械なのかということも含めて、本当にだめであれば反対の声を上げていく必要があるのではないかと、そこら辺も含めてひとつお願いしたいと思います。

それから、新庁舎への、先の話ですけれども、太陽光パネルについては、兵庫県の西播磨庁舎、これは国内最大級で年間40万kw、庁舎の屋上に全部いっぱいつきますね。ここは庁舎で使う電力は全部これで賄っているそうなんです。それから、ある町なんですけれども、1,500万円の予算でしたけれども全額補助金でやったというところもありますし、先ほど言いました兵庫県の西播磨庁舎は1億数千万円かかったのですが、私一般質問でもう行いましたけれども、NEDOという民間法人から、その半分の補助をいただいたと。ですから、今いろいろな自治体の中で太陽光パネルをやって自分たちの庁舎の電力は、やはり何%か何十%か賄っていこうということが主流になってきていると思いますけれども、その点についてはやはりこのように何十%はもちたいということでは、これから決断していってもらいたいなと私は思うのですけれども、その点についてももう一度伺いたいと思います。

それから、聴覚障害者の補聴器購入ですけれども、平成22年4月からの制度なのですが、一級・二級に該当しない方のための18歳未満の児童の方が対象なのですけれども、先ほども壇上でも質問しましたが、生まれ月で対象となる人とならない人がいる。これはやはり子供の心を傷つけることになるのではないかと思います。市は障害者に対してやさしい気持ちでもって臨まなければいけないし、拡大解釈して、18歳になったからだめだということではなくて、同じ学年の方はやはり一緒に同じ待遇をしていく。ですか

ら、今の要綱を見れば18歳未満となっていますけれども、さらに市の方ではその要綱をつけ加えて、18歳の年度末の3月31日までということの変更を私は要望したいのです。そのことについてどうなのかということですね。これは実際にある方が、これ補聴器をつけるために手術の必要な方もいるんですよ。片耳をまず手術しまして、一定の期間を置いて、また今度片方の耳をやるときに、この制度が適用ならなくなってしまったという方もおりますので、これはやはりそういうことのないように、寛大な扱いをしていくべきではないかと思います。先ほど言いましたように、障害者年金では子供の加算分については18歳になった以降3月31日、それから児童扶養手当についても18歳になってもその歳の3月31日まではちゃんと手当がつきますので、こういう扱いに私は是非していただきたいと思います。必要であれば要綱を変えて、この適用をさせていくというやさしさも必要ではないかと思います。

それから、高齢者への助成、今後検討するということでありましたけれども、早い時期に良い方向で進めていただきたいと。とりあえず補聴器を必要としている方がどれくらいいるのかということのアンケートとか調査、聞き取り調査などもやっていく必要があるのではないかと思いますけれども、この点についても伺いたいと思います。

あとは3つめはマイタウンバスですけれども、いずれ私たちも高齢になれば車の運転ができなくなって免許返上ということになりますけれども、そのときにやはり必要なのは公共交通機関がどのくらい充実しているかということが問題になってくると思うわけです。回答の中では二田追分線をやれば路線廃止の、中央交通との関係では路線廃止ということも、まず回答の中で出されておりましたけれども、中央交通は主に秋田市方面から潟上市に入ってくる方が対象なので、中央交通と交渉しまして、潟上に入ってきた場合は潟上市内の中では150円にするとか、そういう交渉とか、あとは二田追分線をやればお客さんの減ることのないように、何というんですか、本数を限って交渉して実現していくということも私は可能だと思うのですけれども、その点を中央交通に対してお話ししていく用意があるのかどうか、そこら辺もお聞きしたいと思います。

それから、真形草生土方面は、今のバスでは大きくて、冬場はなかなか大変危険だということで私も判断しておりますけれども、前に同僚議員の中からデマンド型乗り合いタクシーということの回答も得ておりますが、その実現へのはっきりした行程なども、いつまで調査して、いつまで整えていくということを明確にしていかなければいけないのではないかと思いますけれども、その点についてはどうなのでしょう。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 14番藤原議員の再質問の1点め、自然エネルギーの活用についての1点めですが、市独自ではどうかということですが、市独自では考えていません。ただし、天王町時代で業者が来て、それで何十基をやりたいと。それについては財政負担を求められました。それはもう当然及ばない金額でありますので、お断りした経緯があります。天風丸については1基ありますが、あれも財政出動は一切しておりません。

それから、庁舎のことについてでございますが、今、自然再生エネルギーの関係もあると思いますけれども、14番さんが主張するその何十%かを自力でその電力を賄えるという考えについては賛成であります。そういうことのために、これから頑張っていきたいと。

それから、2点めについての18歳未満の件でございますが、これ、市の要綱だとすれば、私は弾力条項というものがあるはずですから、これは研究、検討する価値があると思います。

それから、高齢者についても調査は必要でありますので、すぐ調査をかかりたいと。

それから、マイタウンバスについての中央交通の交渉の用意があるかということについては、これは私はなかなか難しいと思います、交渉しても。ただし、交渉してみます。前提を言えば難しいと。

それから、デマンドについては結論を早くということですので、前段で調査のことを今誰か答えましたけれども、調査の結果についてはデマンドのこのことについても結論を早くしたいと。

以上です。

○議長（千田正英） 14番、再々質問。

○14番（藤原典男） 1番と3番については私の満足のいくような回答でした。

それで、2番についてもそうなんですけれども、聴覚障害者のことについては市の要綱だということで、何といたしますかやれる可能性のある発言をされましたけれども、是非これやっていただきたいと思います。何人もいないので、そんなに莫大に何百万とか何十万とかかかるということではないので、是非そういうふうにやっていただきたいと思いますけれども、もう一回このことについて答弁お願いします。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） もう一回確認したいということですが、そのように。

○14番（藤原典男） 終わります。ありがとうございます。

○議長（千田正英） これをもって14番藤原典男議員の質問を終わります。

暫時休憩します。再開は11時15分から再開します。

午前11時05分 休憩

.....
午前11時15分 再開

○議長（千田正英） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

19番佐々木嘉一議員の発言を許します。19番佐々木嘉一議員。

○19番（佐々木嘉一） 19番佐々木であります。

本日は、大変御苦労さんでございます。また、本日は早朝からの傍聴者の皆さん、大変御苦労さんでございます。

それでは、平成23年第3回定例会において質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。あらかじめ提出しました質問通告に基づき、質問を致します。

質問に入る前に、大変迷いましたけれども、一言申し上げたいと存じます。

先般8月12日付より潟上市自治会長連合会会長の伊藤金政様から議会運営に関する要望書を私ども議員一人一人に配付されました。本日もまた議会に対しての意見の申し入れがありました。伊藤さんは今回、潟上市新庁舎候補地選定委員会の会長として、短時間の中で新生潟上市のまちづくりの中核を成す新庁舎用地選定について、鋭意検討され、多くの意見の中から答申としてまとめられました。その御労苦は多として改めて感謝申し上げます。

答申を得て、市当局では最適格候補地として調査費の予算提案がありましたが、議会は予算を認めませんでした。その際の議会の対応について、議決権にかかわる特権意識として厳しい指弾を受けることになりました。このことに関しては謙虚に受けとめたいと存じます。

私ども議員は、それぞれ市民の代表として議会を構成して、議会運営のルールに基づいて議会は運営されております。一方、議員個々におきましては全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではありませんので、議員個々の立場に立って活動しております。また、地方自治体、つまり市政運営は市長と議会の二元代表制によって運営されており、市長の当局に対して。

○議長（千田正英） 19番、趣意書に沿った一般質問をお願いしたいと思います。自分の

意見を述べるのじゃなくて、趣意書に従った一般質問をお願いしたいと思います。

○19番（佐々木嘉一）　さらには市長の執行権のチェックするための議会は政策形成過程の段階において論点・争点を…。

○議長（千田正英）　趣意書に沿った一般質問をお願いしたいと思います。

○19番（佐々木嘉一）　…られ評価され、間違いのない政策の遂行があるものと認識しております。

それでは、1番のマイタウンバス等の運行と費用対効果について申し上げます。

平成22年度各会計決算認定の提案とともに、決算書ならびに主要施策成果説明書をいただきました。

ご承知のとおり決算書は自治法に定める決算の調整様式に沿って作成されておりまして、事業別に実績評価を見るとすれば、事業別に年度間の主要事業の執行状況とその成果についてまとめられた資料は大変参考になりますが、質問の件について主要事業に掲載されておりますが、以下のことについて質問を致します。

まず、質問の第1点は、潟上市内における地域住民の足として運行されているバスの路線数は何路線で、どのような目的のバスが運行されているものでしょうか。

第2点は、かつて国や県・市から補助金を出して運行していました、いわゆる不採算バス路線の路線数と運行業者と当該運行にかかわる市の補助金は幾らでしょうか。

第3点は、市単独で運行しているマイタウンバスの路線数と乗車人数、運賃収入は幾らか。また、委託か直営か、収支の状況はどうでしょうか。

第4点は、市では市の主要施設をつなぐため、大型バスの運行をしておりますが、それはブルーメッセ、温泉くらら、藤原記念病院、小玉病院間の運行についてであります。直営か委託か、収支状況はどのようになっておりますか。

第5点は、土日運行されております観光スポットを巡回するバスの利用状況は、どのようなものでしょうか。

以上について、これらバス運行にかかわるトータルな費用と利用状況と収支はどのようなものか、お知らせいただきたいと存じます。

私もこの件については、よく存じ上げませんが、よく市民から聞かれますので、宜しくお願い致します。

この際申し上げますが、私が先の一般質問の際申し上げましたが、豊川地区の株山、草生土、真形、荒長根地区は、公共交通の空白地域と言っても過言ではありませんが、

この地区の交通弱者対策についてご提案致しましたが、その際、市長答弁は、採算を度外視しても実施するという力強い答弁がありました。しかし、いまだその実現は見ておりませんが、その後どのような検討をされたでしょうか、お伺い致します。

災害対策についてお伺い致します。

私たちの日常生活において突如として発生する災害については、ほとんどが予測困難であり、よく「災害は忘れた頃にやってくる」と言われます。したがって、一朝有事に備える対策として日常生活の中に強く意識付けていく必要があります。そのための常時啓発と災害発生時に対処するための訓練や災害教育は重要と考えます。特に東日本大震災から早、半年になろうとしています。避難生活の長期化、災害の復旧・復興の迅速な対応が迫られております。

この度また、台風12号による豪雨災害も目を覆うばかりの悲惨な状況でありました。災害王国日本の災害対策は、実に大変であります。

こうした去る3月11日、あるいは最近の災害の発生状況からして、大災害は私どもにとりましても防災意識の向上と対策が強く求められております。この度の市長の行政報告にもありますように、秋田県では市町村における災害時の停電や津波対策等、地震対策の充実を図ることを目的に、市町村地震防災対策緊急交付金の創設により本市に交付される658万円を活用して、津波ハザードマップの作成や避難所用発電機を購入するための予算が提案されております。

東日本大震災を契機に震災対策、津波対策等は、新たな基準を想定して防災対策の見直しを図り、対処するようではありますが、災害は風水害、火災、土砂災害等ではありますが、自然災害の発生は最近の地球温暖化に伴う異常気象がもたらす局地的な豪雨の発生など予測されない災害が発生しています。一義的には潟上市防災計画により対処されるものでありますので、市防災計画の点検と新たな対策が必要とされると存じますが、現状と見通しはどうでしょうか。特に近時、住民の安全・安心という観点からの災害対策の在り方、危機管理については、具体的な対策と施策の対応が求められていると思えます。

市長は先の3月11日の災害発生時の災害本部の対応について、時あたかも議会開会中であってスタッフがそろっていたので迅速な対応ができたことを挙げ、防災拠点としての本庁舎の必要性を力説しておられましたが、そのとおりであるかもしれません。しかし、それで全てが解決するものではありません。市民の安全・安心の確保と迅速な対応

という観点から、常時迅速に対応できる組織を作ることではないでしょうか。最近の事例では、自然災害のほか口蹄疫の発生、鳥インフルエンザの発生、過般の鷹巣病院の集団インフルエンザの発生、感染性病原菌による患者の発生、食品衛生、放射性物質等々があり、組織横断的な対応が迫られておりますし、先に見直しされました市総合発展計画にも危機管理対策の方法が示されております。

質問であります、市民生活の安全・安心と防災を一元管理する危機管理監の設置と迅速対応できる組織整備が必要と思われませんが、いかがでしょうか。

また、先の大震災の際は近隣住民同士のきずなの重要性が指摘され、自主防災組織とコミュニケーションの大切さが指摘されました。潟上市においても自主防災組織の育成と対策が必要であります、現在の9組織に対する対応は、自治総合センターコミュニティ助成金を充当し、手挙げ方式とも受け取れることで進めておられますが、今後の方針について承りたいと存じます。

また、助成金の使途はどのようなものか、お知らせ願いたいと思います。

次にお伺い致しますが、最近頻繁に地震速報が報道されます。震度情報によれば、我が潟上市の震度は、隣接する秋田市、井川町、五城目町より震度が1以上低い結果が報道されます。潟上市の震度計は天王庁舎に設置しておるそうではありますが、震度計の情報は県を通して秋田地方気象台に転送され公表される仕組みと聞いております。天王地区と昭和・飯田川地区、いわゆる湖東部とは地質・地層が異なりますし、地下水位も極端に違います。先の日本海中部地震の際は、大久保駅前においては液状化現象もありましたし、家屋の倒壊もありました。そして震度1の違いは、震度が高くなることによって災害の程度も極端に違うこととなりますので、潟上市全体からすれば、このような観測と情報で問題がないものなのかお伺い致します。

3つめ、新庁舎建物候補地にかかわる調査費についてお伺い致します。

新庁舎建設に伴う建設地の検討の現状については、合併新市のシンボルと潟上市を象徴する拠点整備という観点からすれば、大変残念な事態と言わざるを得ないと思っております。

合併後7年となった今日、建設地の特定もできないことについては、謙虚に反省もし、これまで進めてきた経過と結果をふり返って考えてみております。

ご承知のとおり平成の大合併によって全国3,232の市町村は、平成22年度では1,728となりました。その背景と目的は、住民生活の広域化、市町村財政基盤の確立と行政改革

でありました。地方分権、地方主権とも言われますが、その根幹は自己決定・自己責任、説明責任と情報開示、そして市民参加による行政推進を図ることでもありますので、こうした時代認識のもと、平成の大合併が進められたのであります。

もう少し視点を変えて言うならば、この合併は端的に言って自治体の首長をはじめ三役、議会議員の首切りであったのではとも言われるところではありますが、節減効果は大きいところでもあります。

本市も平成17年3月に合併し、目指すまちづくりのもと、市政運営に努めてきております。新庁舎の件につきましては、合併協議・協定は原点であり、新市建設計画という財源で裏打ちされた計画推進により、新市潟上市の新たな創造を目指し合併発足したのであります。その内容と方向は、合併市の首長である現市長に委ねられ、本日に至っているのであります。

つい先日、ある人から大変お叱りの電話をいただきました。それは、当時、合併協議会の幹事長として今回の庁舎問題をどのように考えているかということでありました。

それはそれとして、今さらという感じもするわけではありますが、当時の新市建設計画の策定の際、庁舎建設計画の策定プロセスとして計画したことについてではありますが、合併特例債に基づく起債充当事業は10年間、平成26年度まででありますので、庁舎は前期5年で都市計画を基本とした計画のもとで建設位置を決めて、後期5年間で建設に着手するという計画書を作りました。この計画書は合併に伴って、合併3町から出された合併条件が網羅されたハード事業の計画書であります。今となっては新市建設計画から外されました豊川小学校の改築やごみ処理場改築は、新市の主要な事業でありました。庁舎建設につきましては、私は全国の合併市町村で庁舎建設計画のある自治体の取り組み状況に関心を持って情報に触れてきましたが、自治体はそれぞれ事情によって若干の差異があり、潟上市と同じところはありませんが、建設位置の決定から建設のプロセスは全く異なっております。いずれの団体も位置の決定を先行していることと、予定地、建設地、財産取得については、公有地拡大に関する法律に基づいた土地開発基金や土地開発特別会計という手法により先行取得をしております。すなわち、建設地を留保しておいて、一方では多くの市民による建設敷地の土地利用計画を検討し、望ましい庁舎建設のために粛々と市民全体で進めているという事例が多いのであります。百年の大計のもと、不退転の意志を持って取り組む市長の姿勢は高く評価しますが、事業遂行の大義と順序を間違っては困ります。位置決定、先般も指摘があったところではありますが、位

置決定の後で用地取得をし、調査費を計上となるのではないのでしょうか。

また、一連の事務作業を進める中で、本市では土地開発基金、土地開発特別会計が、いずれも最近になって廃止されていることではありますが、建設位置の決定作業と土地の先行取得による用地確保には必要な土地取得手段であったと私は考えております。

ちなみに、かつて昭和町では天洋酒造店の敷地取得について、競売物件となりましたが、将来の踏切移転用地の計画があった関係上、町が直接参加せず、昭和総合開発株式会社に代行取得させ、その後、町が再取得した経緯がありますが、候補地Cはそのような方法で取得できなかったものかと考えられます。

また、昭和庁舎、飯田川庁舎の利活用計画についても、同時に進めるべきと思う次第であります。

それでは質問に入りますが、平成23年度一般会計補正予算（第5号）の2款1項13節についてお尋ね致します。

先般、全員協議会の際も質問をしたところでありますが、最適格地に調査費を計上し、予算執行の結果、不適格となることの要点として想定される要点は何でしょうか。もし、不適格として判断された場合は、執行した予算が無駄になりませんか。説明をお願いします。

次に、13節委託料のうち土地鑑定委託料614万7,000円についてお伺いします。

このことについて先にお尋ねした際は、県に倣って計上した旨の答弁でありましたが、土地鑑定の報酬の積算は、評価額に対する割合で定まるものではないのでしょうか。先に出されました候補地5の概要によりますと、当該地は所有者6、うち法人2、個人3と市所有でありまして、筆数が26筆、内訳は土地5筆、畑3筆、山林3筆、田8筆、原野6筆、公園が1で、面積約3万9,000㎡、いずれも地図情報からの調べとされております。このうち市が先にCとして提案した法人2社が所有する土地は、10筆分2万1,721㎡と計算されますので、先の6の一部としては約1万7,200㎡ぐらいであるものと推計致します。

また、Cの土地には宅地と見られる1,196㎡がありますが、Cの土地の5.5%程度でありまして、ほとんどが原野、雑種地であります。いずれ当該土地の価格算定に当たっては、現状は宅地としての要件は満たしていないほど、市の土地利用計画上の位置付けからしても明白であります。現況も登記上も原野、山林であり、素地価格は近傍の山林や原野と同等であろうと思います。仮に造成して仕上がりの宅地価格が算定されたと致し

ましても、造成工事費、道路築造費、水道・下水道工事等費用のほか道路用地として利用される減歩相当額が控除され、評価額が算定されるものと推察致します。

また、6の一部は市街化区域でありますので、宅地並み課税の評価を参考にしたいと思います。

なお、近傍の取引事例や取引事情を参考にするものではないでしょうか。委託料は算定された総評価額が基本ではないでしょうか。改めて積算の根拠についてお伺い致します。

以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、19番佐々木嘉一議員の一般質問の1つめ「マイタウンバス等の運行と費用対効果について」お答え申し上げます。

はじめに、ご質問の中にバス運行について「決算書並びに主要施策成果説明書」に載っていないということでもありますけれども、決算書には歳入で31ページ、歳出では72ページ、主要施策成果説明書には主要事業の執行状況とその成果として総合発展計画の区分によって23ページに掲載しておりますので、改めてご確認いただきたいと思います。

佐々木議員には、このバス運行についてよくご存じでないということでありましたので、5つの質問に答えます前に、これまでの旧町での経緯を含めてご説明を申し上げたいと思います。

このマイタウンバス事業につきましては、旧昭和町においては昭和63年に秋田中央交通の豊川線・大久保線・岩瀬線の廃止に伴い、現在のマイタウンバス事業に移行しております。天王地区においては、昭和59年の塩口線の廃止に伴い、その後、町営バスに移行しながら平成14年にはマイタウンバス事業に移行しております。合併時には、天王・昭和地区それぞれの事業として運輸支局の許可のもと運行され、昭和地区では豊川方面と野村・大清水方面にバス2台で運行されております。バス車両は昭和63年度に購入したものでございまして、老朽化が著しい状況でありました。運賃についても昭和地区においては中央交通と同じバス料金で、天王地区は大人一律150円と運賃も異なっておりました。見直す前には、佐々木議員の地元の仁山バス停から大久保駅までは300円でしたが、現在は150円で利用できるようになっております。さらには昭和地区のいずれの路線も利用者数が少なく、運行維持費については右肩上がりで増加してまいりました。このため、利用状況が比較的よい天王地区のマイタウンバス事業と平成21年

度には統合し、バス運賃も天王地区の安い運賃に統一するとともに、バス車両も更新致しました。これにより昭和地区とのバス利用者の利便性も向上したものと考えております。

このような背景のもとに、ご質問の1点めの潟上市内で運行されているバス路線については、マイタウンバスが豊川線・野村線・大清水線・塩口線・天王グリーンランド線の5路線、秋田中央交通が運行する路線は五城目線と追分線の2路線が運行されております

2点めについては、「不採算バス」とは秋田中央交通の豊川線・大久保線・岩瀬線・塩口線の廃止路線の代替バスであると思われまますが、現在はマイタウンバスということになっております。運行路線は先ほど説明した5路線でございまして、運行業者につきましては秋田中央トランスポート株式会社、市の補助金は約2,500万円となっております。

3点めのマイタウンバスの乗車人数については、平成22年度で1万4,249人、天王地区が8,581人、昭和地区が5,668人となっております。運賃収入につきましては約170万円となっております。委託か直営かということでございますけれども、事業主体は潟上市でございまして、運行を秋田中央トランスポート株式会社に委託しておるものでございます。

4点めのご質問についてでございますけれども、市の主要な施設をつなぐため、趣意書には大型バスと表記されておりますけれども、運行していることについてでございますが、これもマイタウンバス事業の路線でありまして、ブルーメッセから天王温泉からは「天王グリーンランド線」、天王温泉から藤原記念病院までは「塩口線」、小玉病院までは「豊川線」等を21年に延伸したものでございます。

5点めの日曜、祝日に運行している主要観光施設無料循環バスについてでありますけれども、まずこの事業については潟上市内の主要観光施設を循環するための一年間の試行路線でありますので、マイタウンバス事業とは全く違う目的であることを、まずはご理解いただきたいと思います。

循環バスの利用者数でございますけれども、8月末日までは292人の方からご利用いただいております。

これらバス運行にかかわるトータルな費用と利用状況と収支はどのようなものかということでございますが、これまでの答弁と重複致しますけれども、費用についてはマイ

タウンバス運行費補助金が約2,500万円、生活バス路線維持費補助金が約690万円、県からの補助金として約420万円となっております。利用状況につきましては、平成22年度まで1万4,249人、天王地区が先ほど申しあげましたように8,581名、それから昭和地区については5,668人となっております。運賃収入については、これも先ほど申しあげましたように170万円となっております。

最後に、佐々木議員の22年3月定例議会の一般質問に対して、豊川地区の真形、草生土等へのバス運行については、急な坂道があり、現在のバス車両では運行が困難であると回答しております。この一般質問の再質問に回答した内容につきましては、マイタウンバスが通行できないような路線をバスではない違う手法を積極的に考えていきたいということでありまして、この地区をマイタウンバスで運行すると回答したものではありません。新たな生活交通システムのこれまでの取り組みについては、22年度には路線毎に乗降調査を行い、さらにデマンド型乗合タクシーの実施例の検証を行っております。23年度には「生活交通アンケート調査」を実施し、その中でデマンド型乗合タクシーの意向も調査しております。運行体制の見直しに向け鋭意調査を進めてところであります。

この新たなシステム導入に当たっては、利用状況の低い路線の廃止も視野に入れながら検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、19番佐々木嘉一議員の一般質問2つめの「災害対策について」お答え申し上げます。

ご質問の「市民生活の安全・安心と防災を一元管理する危機管理監の設置と迅速対応できる組織整備」につきましては、現状では総務課が有事の国民保護と危機管理に関することを、生活環境課が災害全般に関することをそれぞれ所管しております。

鴻上市の行政改革については、庁内に「行政組織機構検討会議」を設置し、例年、再編・見直しの検討を行っており、防災体制については本庁方式となる新庁舎建設時に総務課へ新設する「防災対策班」に一元化するべきという結論に現在は達しております。

ご提案の危機管理監については、今回の大震災を踏まえ、さらに協議してまいりたいと考えております。

総務課が天王庁舎、生活環境課が飯田川庁舎に配置され、防災設備も分散していることから、一元化にはこれら再編整備する必要があり、機能の充実を図るためには新庁舎建設と同時に一元化した方が効率的であることは明らかでございます。このことから新庁舎建設までは、3月の大震災の経験を踏まえて改善可能な点は改善し、当面は現状組

織にて対応してまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解いただきたいと思ひます。

次に、ご質問の自主防災組織につきましては、現在自主防災組織の組織化率は10の自治会で7組織を結成し、活動しております。

自主防災組織は、災害による被害を予防し軽減するため重要な役割を担う組織であることから、その組織化には早急に取り組まなければならないと考えております。組織は、想定される災害の種別、地域の自然的・社会的条件、住民の意識等が地域によって様々であることから、具体的範囲および内容を画一化することが困難な状況でございます。したがって、地域の実情に応じた組織の結成が必要なことから、従来どおりの手挙げ方式とはなりますが、今後も積極的に働き掛けをしていきたいと考えております。

今後予定されております自治会主催の天王地区における各地区ブロック会議での説明、あるいは昭和地区および飯田川地区の研修会および会議において組織化の啓発に努めてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

また、結成後につきましては、各地区消防本部と連携し、図上訓練および防災訓練を指導しているところですし、今後も継続してまいります。

次に、助成金の使途につきましては、自治総合センターの交付要綱により定められた防災用資機材の購入に当てられております。内容については、発電機、炊き出し用の釜、救助用の資機材、それから無線機、ヘルメット等でございます。

最後の地震の震度速報についてでございますけれども、本市の場合、県の震度計については天王、昭和、飯田川の各庁舎に設置されております。震度速報については、この3カ所の震度の一番大きい震度が潟上市の速報として報道されております。報道された震度により職員の召集体制や初動対応等を実施しておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（千田正英） 鑑副市長。

○副市長（鑑 利行） 19番佐々木嘉一議員の一般質問の3つめ「新庁舎建設候補地にかかわる調査費について」お答え致します。

その前にあらかじめ、ご質問にお答えする前に2点ほど確認させていただきます。

まず1点めは、ご質問の中にあります平成23年度一般会計補正予算（第5号）のところは、正確には2款1項13節とあります。これについては、正確には平成23年度潟上市

一般会計補正予算（第5号）（案）の、確定しておりませんので案の2款1項6目13節の質問として、これが第1点でございます。

2点めは、候補地Cの宅地と見られる1,196㎡とありますが、実際には土地登記簿上の地目で候補地Cの宅地となっている面積は7,571㎡ありまして、候補地Cの登記簿面積2万1,721㎡に占める宅地の割合は34.9%になっていますことをご理解いただきたいと思います。

それでは、ご質問の「庁舎建設候補地にかかわる調査費について」お答え致します。

はじめに、公共用地の先行取得についてでございますが、庁舎建設用地に限らず施設建設用地取得に関する基本的な考え方を申しますと、第1に施設の位置が決まってから用地取得をすべきものと考えます。

また、庁舎建設事業については、市役所庁舎建設検討委員会の設置をはじめとして、パブリックコメントを実施するなど市民の意見を最大限に尊重するということが基本としてまいりました。庁舎の位置についても市民のご意見を参考に決定するということが基本でありますので、佐々木議員からご指摘のあった庁舎建設用地の先行取得という手法について検討したことはございませんでした。

今回調査費を計上した庁舎建設候補地については、取得を前提とはしているものの、あくまでも候補地であることから、現段階では公共用地の先行取得を行う際の条件の一つである「公共用もしくは公用に供する用地またはその代替地として利用する計画に基づいて取得する用地」ととらえることは難しいものと認識しております。

土地取得事業特別会計および土地開発基金については、ご承知のとおり平成23年度中に債務を完済し、平成24年度以降は公共用地の先行取得を行う予定がなかったことから、昨年12月定例会で廃止の議決をいただいたものでございます。

また、新市建設計画から外されました豊川小学校の改築やごみ処理場改築とありますが、新市建設計画書の3ページにありますように、「国・県の計画等と整合性を図りながら将来を展望した長期的な視野に立ち定めるものとする、具体的な事業および詳細な内容については、不確定な部分が多岐にわたることから、本計画に基づき新市において作成する基本構想および基本計画等に委ねるものとしします。」と記載されています。

具体的には、地域審議会の趣旨と同じように、合併市町村の均衡ある発展などを図ろうとするものでございます。

豊川小学校と大久保小学校の統合については、議会や地域審議会からご理解を得て、

現在両地区市民や保護者に対しての説明会を開催しているところでございます。

また、ごみ処理場改築についても本年6月定例会市議会にご報告申し上げましたように、クリーンセンター施設の長寿命化計画を策定中でございまして、具体的には基幹的設備改良の仕様書等がまとまり次第、議員の皆様へご説明申し上げる予定であり、形を変えて事業を推進しているものでございます。

次に、庁舎建設候補地の業務委託予算については、3項目の調査でありまして、このうち用地調査測量業務委託は買い取り面積を確定するためのものでございます。土地鑑定業務委託料は、公共事業における用地取得に際し、用地価格の検討と所有者に対して提示する根拠とするものでございます。地質調査業務委託は、庁舎用地として適正であるか否かを判断する指標とするものであります。いずれも用地決定に際し、議会に示す根拠として調査するものでもありますので、ご理解願いたいと思います。中でも地質調査については、天王地区においては南北に砂丘が何本か走っておりますので、その間と間には沼地と言われているところもあり、不確定な部分も多く、候補地の土地については一団の土地ではございますが、道路を挟んで二分割となっていることから、土地形状の異なる部分の調査を実施するものでございます。

どのような場合が不適合になるかのご質問ですが、特異な地盤であって工法上、経費がかさむことが想定される場合には、建築等経費が膨らむ場合の検討が必要であると考えられます。これについても調査することで明確になることであります。

次に、土地鑑定委託料の積算の根拠についてであります。用地および補償の算定予算は議会全員協議会でもご説明致しましたが、「用地調査等業務積算基準」に基づく積み上げにより算定しているものでございます。具体的には、調査業務の内容として土地および補償評価において、地域区分および標準地選定業務が1業務、標準地価格の算定業務が3標準地、各画地の評価格算定業務が3カ所で、これに付帯工作物の調査および算定、用材林の調査および算定などの業務に技術経費などが加わります。

以上のような業務費用は、候補地の地域の特性および土地の周りの状況、例えば公共交通機関からの距離、近隣の土地の取引状況などを評価するもので、その結果として鑑定額が提示されるものです。したがって、ご質問では「土地鑑定の報酬」とありますが、これは委託の積算でありまして、「評価額に対する割合で定まるものではないか、土地委託料は総評価額が基本ではないか」とありますが、公共事業の土地鑑定経費はご質問にある内容や評価額に左右されるものではございません。公共事業用地の評価業務に当

たつては、業務項目の積み上げによって算定しておりますので、宜しくご理解願いたいと思います。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） マイタウンバスの件についてですが、大変失礼申し上げまして、実は主要施策の方に載っておりました。全部でバスを運行するために市が出している金は3,253万4,000円ということでありますので、いずれこの経費につきましては、いわゆる運行経費全体の経費から料金収入、あるいはそれらを差し引いて、そして足りない部分を補助金で出すというのが、そういうのが恐らくシステムだろうと思うわけです。いずれマイカーの普及、あるいはバスの利用者が少なくなる中で、その足を確保するというのは大変なことをございますけれども、やはり、ただ従来からの施策を引き継いでそれを継続してやってきたことの成果については成果として、やはりどういう方法があるものか、やはり抜本的な対策が必要なものではないだろうかなど。やめるわけにはいきませんが、そういう意味でデマンドバスだとか、あるいは乗り合いタクシーだとか、そういうことがやっておりますので、ただ従来からのその不採算路線の形でずっと続いていった場合、財政持ち出し等そういうことで問題がないのかなど。また一方、交通弱者というものもありますので、大変悩ましい問題であります、それらをやはりきちんと整理していくべきではないだろうかなどということからであります。その点については私は今のことについては、ある程度理解を致しております。

ただ、草生土、真形地区につきましては、私の再質問に対して市長さんが答えたわけでありまして、例えば五城目町の場合は、例えば妊婦の場合、タクシー券を出しております。通院のための。いずれ具体的にやるとすれば、いずれ公共交通の空白区域でありますので、そういうことの具体的なこともできるのではないのかなどということでありまして、ただ問題は、追分西だとか向こうの方の空白区域もあるようでありまして、そうした面でのやはり何と言いますか平等、公平ということもあろうかと思いますが、ひとつ大変、限界集落にも近くなっている集落でもありますし、免許証を返上すればもう足がないということもありますので、ひとつ再度ご検討をお願い致します。

それから、災害対策については、ただ私は、いわゆるその地震の調査地域で一番高いところをとってあるということでありまして、そうすればほかの方、例えば井川町、五城目町ぐらいと同等なものではないのかなどという、そういう認識でおりましたけれども、はっきりしたいいわゆる機械的な、非常に科学的な調査によってのことであるとすれば、

それは理解を致しておきます。

それから、庁舎ができてからのその防災拠点ということでもありますけれども、災害はいつ起こるかわかりませんので、いずれ非常時の緊急の体制というものについては、やはり、ただ自然災害とかこういうような災害と違って、今、最近は安全・安心というような部分のそのことがありますので、それらについては今後まず具体的に検討されてみてはいかがでしょうか。そういうことでもあります。

それから、いわゆる庁舎の調査費についてお伺いしましたけれども、いずれ2万1,700㎡のCの土地に対して、宅地が1,100㎡ぐらいと、これは私、競売物件のいわゆる裁判所の告示から調査したものでございますが、実際の例えば固定資産の名寄せ帳、そういうものは見ておりません。したがって、ただ競売物件でありますので、地目一つ違いますとかなりの価格差が出てきますので、しかも債権整理のためのものでもありますから、そんなに変わったものはない、現状と変わったものではないのではないかなと思います。いずれその地目について七千幾らのその宅地ということではありますが、宅地としてずっと前に登記を取ったと思いますが、これから地目変更をしてあの状態で宅地としての登記を取るとなれば、相当なお金がかかるということではないでしょうか。その辺、私は競売の資料から見ましたけれども、いずれ宅地と雑種地、原野という2つの地目が載っておりますので、それらについては市の方では何番地は、じゃあそうすれば宅地はどこなのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、先ほど以来いろいろ補償、いわゆる公共用地の取得に関して補償だとか土地調査などについていろいろ承りましたけれども、つまり土地調査とか価格調査というのは、また用地補償とは違った分野でありまして、それを同時にやるという、もちろん鑑定士という一つのライセンスを持った業者がやるものですから、いずれちょっと違うのではないのかなと、私はそのように認識しております。いずれ補償物件、先ほど申し上げましたが、その土地をさら地の状態から優良な宅地に地目変更をしていくということの中ではいろいろなお金がかかりますので、それらのお金を総評価額から差し引きますと、いわゆる素地価格が出てきますから、その価格はあの現況からすれば余り高くないだろうと私は想定しておりますが、この前もお話しましたけれども、614万7,000円という土地の鑑定委託料であるならば、従来の出戸浄水場からの例をとりますと、1.5%という土地鑑定士の報酬からしますと4億円以上になるという、そういうような、これ私の間違った、誤った考え方かもしれませんが、いずれ従来のいろい

ろな各資料から類推しますとそういう結果になるということで質問を致しました。いずれ先ほど副市長の答弁の中で、土地鑑定の委託料というのは、これは補償だとかといういろんなその他の補償とは全く別物であると私は思いますので、その点をひとつ宜しくお願いします。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 19番さんの再質問、1点めのマイタウンバスでございますが、いずれ19番さんの考えというのは私も同じです。交通弱者の足の確保、それから平等、公平ということについては全く同じ考えでございますので、この後、調査も含めて考えていきたいと。

それから災害対策については、総務部長が答弁致しましたが、本庁舎はもちろんでありますが、19番さんもおっしゃったとおりいつ災害が起きるかわからないので、緊急時の対応は怠りなくやりたいと。ただ、危機管理監については、今、県内で25市町村のうち3つぐらいより置いていないということですので、まだその危機管理監そのものの仕事の内容とかいうものを、はっきり言ってまだ勉強していません。ですから、これからの対応を勉強していきますが、今のところは時期尚早ではないかと考えています。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 19番佐々木嘉一議員の再質問についてお答え申し上げます。

まず、公共用地の取得のこの順序についてでございますけれども、国土交通省の公共用地の取得の手順というものがあまして、それについては、それを今回の我が市の方の候補地に当てはめてみますと、適格地とされた候補地について、まずは事業を円滑に推進するために土地等の権利者等の方々にその庁舎の内容をご説明しながら調査に入るということでございます。その次の手順については、土地・物件の調査というのがございます。これは土地所有者および関係人の立ち会いのもとに事業に必要な土地の境界を確認し、用地測量および物件調査を行うと。それから用地測量、物件調査完了後は、土地調査書および物件調査書により土地所有者、関係者に確認をするということになっております。それから、この調査に基づいて事業用地の評価を行うとともに、建物があればその建物の移転費用などそういう補償を算定すると、そういう流れになっておりますので、今回もその流れに沿った形で今現在この補正予算を上げてございますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

それから、不動産を価格を形成するこの要因につきましても、これもまず国土交通省の不動産の鑑定評価基準というものがあまして、それによりますと、一般的にこの不動産の価格を形成する要因には、一般的要素として様々あるわけでございますけれども、例えばその中の自然的要因としては、地質・地盤等の状況、あるいは土壌および土層の状況、あるいは地勢の状況、あるいは地理的位置関係、社会的要因については土地形成および公共施設の整備の状況、あるいは教育および社会福祉の状況、あるいは不動産の取引実例および主要収益の観光の状況、それから経済的要因については、それぞれ国際出資の方の全体的なその社会経済的な情勢も踏まえるということになっております。そのほかに税負担の状況とか交通体系の状況、あるいは行政的要因としては、土地利用に関する計画および規制の状況と、いろいろなことがまずかかわってこの土地がまず鑑定されるということございまして、それによってその評価がされるということになっております。

いずれこの土地については、競売によって取得されたということございましてけれども、公共用地の取得に当たっては、やはり相手方にどのような形で鑑定額を示すかとなれば、やはり公共の用に供するための土地に将来なるとすれば、やはりそういう鑑定をしっかりとすることが、この公共用地の取得の基本になっております。

それから、あと業務委託費についてでございますけれども、この業務委託費のそれぞれ積算に当たっては、この用地測量については実測図の作成、あるいは打ち合わせ業務等、消費税の関係とか、そういうものがこの中に加わって積算され業務費となっております。

それから、地質調査の業務委託については、一般調査のほかに直接調査ということで土質ボーリング調査および砂および砂質土に対するボーリングの調査程度、そういうもの、それから標準管理試験等々、そういうものによって業務調査費を積算したものでございます。

あとそれから土地鑑定委託業務については、現地調査はもちろんでございますけれども、先ほど申し上げたように様々な要因によりますと、その土地にかかわることを調べて、その上で価格を決めるわけですので、そのような業務をするための調査業務の予算ということございまして、宜しくご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） 19番、再々質問ありますか。

○19番（佐々木嘉一） 私の再質問の1番、2番につきましては市長からご答弁ありま

したので、どうもありがとうございました。

いずれ3番のいわゆる614万7,000円の土地鑑定の委託料については、その積算の根拠というものが私はほしかったけれども、考え方としてはわからないわけではありませんが、ちょっとまだ理解ができませんが、後でまた委員会等でひとつご協議を願いたいと思います。

私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって19番佐々木嘉一議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。1時40分から再開します。

午後 0時13分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

14番。

○14番（藤原典男） 議事運営について議長の見解なり対応なりをお聞きしたいと思いますけれども、よろしいですか。

○議長（千田正英） 議事運営についてですか。

○14番（藤原典男） はい。午前中、19番の佐々木議員が一般質問前に、一般質問とは関係のない、時効のあいさつならいいんですけれども、延々と自分の私見を述べました。途中で議長の静止もありましたけれども、それを振り切ってですね最後までやりました。これはやはり議事運営上、うまくないと私は思うのですけれども、こういうことがまた度々あれば議場が乱れるし、市民も聞きに来ておりますので、しっかりした議長の見解と、それから対応について伺いたいと思います。

○議長（千田正英） この議事運営については、あとほかに議事運営について何かご意見ありますか。今のその14番のご質問についてお答えしますと、19番さんに対しては、一応趣意書にないその発言がありましたので、ご注意申し上げました。そのことにつきまして、この後、19番さんには厳重注意をしたいと思います。

14番。

○14番（藤原典男） 議場の中で、こういうふうに行ったことは市民もみんな聞いていますので、やはりみんな議員のいる中でちゃんと注意なり、それから本人から何か意見があれば本人から、ちゃんと、この議場の中で起こったことですから議場の中でやるの

が当たり前じゃないですか。どうですか。

○議長（千田正英） それでは議会運営委員会を開催したいと思います。

ただいまの件を議会運営委員会で検討したいと思いますので、暫時休憩します。

午後 1時42分 休憩

.....

午後 1時57分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

14番。

○14番（藤原典男） 私、19番さんだけでなく議長の見解も求めているので、そこら辺もあわせてお願いします。

○議長（千田正英） 一般質問につきまして、趣意書にないその自治会の要望書のことについて19番の私見を述べたということに対しては、余りその好ましくないと思いますので、途中で私は注意をしておりますけれども、そのまま最後まで説明したということに対しては非常に遺憾に思っております。

それで議会運営委員会を開催致しました。そのことについて今、皆さんに19番の方から・・・議会運営委員会では、いろいろ議論ありましたけれども、19番さんが要するに不適切な発言であったということでお詫びするとかということに決定しました。

17番。

○17番（堀井克見） 今、あなたのね、議長の判断で、議会運営上、議事整理の問題が発生した。今、14番議員が指摘したとおりですよ。問題が惹起して、そして議会運営委員会をあなたの命によって今開会したわけでしょう。だとするならば、その議会運営委員会の経緯というものをきちっと議会運営委員長の責任のもとに報告を求めます。それからどういう展開になるのかということの運びになると思いますので、中が抜けていますよ。ですから、正規のあなたの指示を受けた議会運営委員会を開いたわけですから、議会運営委員会の経緯というものを委員長の上でつまびらかにしていただきたい、それから次の段階に移っていくと、こういう運びになると思いますが、いかがですか。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 2時00分 休憩

.....

午後 2時00分 再開

○議長（千田正英） 再開します。

議会運営委員長の報告をお願いします。

【議会運営委員長の報告】

○議会運営委員長（戸田俊樹） 先ほど議会運営委員会を開催し、19番佐々木嘉一議員の一般質問の冒頭での私見について、議長の静止にもかかわらず最後まで私見を述べたということに対する、これについて14番議員からの抗議といいますかそういうことがありましたが、各委員のお話を総合しますと、行き過ぎた行為であったのかなということから、本人にこの発言については取り消した方がいいのか、それともお詫びをした方がいいのか等々いろいろ話がありました。結果は先ほど議長の方からお話が少しありましたが、本人から発言を求め、私の一般質問の冒頭の私見は不適切な発言であったと言って、今後、十分注意したいという発言を求めるということが議会運営委員会の話し合いと結果であります。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） 非常に今、肝心の大事なことがありました。不適切な発言、不適切な発言というものは撤回されてしかるべきです。不適切な発言がそのまま議事録に残るということは、末代にですね汚点を残すことになりますので、不適切な発言をしたということが今、認められたということを議運の委員長から正規の報告があったわけですから、それは発言撤回と。撤回し、そして謝罪なら謝罪と。謝罪ということは、いわゆるその議長の議事整理権を無視して発言を続ける、議場を乱した行為、これは許されることではありません、何人も。ですからそこら辺のルールは、ルールに基づきながら粛々と進めてください。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） ただいまの17番さんのご意見は、撤回すると、その部分をですね、というご意見ですけれども、これに対してほかにご意見ありませんか。

○議会運営委員長（戸田俊樹） 不適切な意見というよりも適切でなかった行為、行動であったということですので、そのお話された内容については私見を述べたのは、これはこれとして議事録には載るであろうということは議会運営委員会の全員で確認しております。ですから、そこは議会運営委員会ですので、是非ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 18番。

○18番（藤原幸雄） 今、議運の委員長から不適切なことであったけれども、それはそ

れとして議事録に載るだろうという発言でございましたが、私は不適切な発言は議事録に載せるべきではないと思いますが、議長の判断を求めます。

○議長（千田正英） この件につき議会運営委員会の方でいろいろ議論がありましたけれども、要するに議事録はそのままにして、19番さんから一般質問の発言は不適切であったということによろしいじゃないかという議会運営委員会の結論でございます。

17番。

○17番（堀井克見） あのね、大変ね、これ錯誤というか誤解あるんですよ。いいですか、一番の入り口に戻ってみましょう。この議会というのは通告制度をとっていますよ。通告制度というものに従って趣意書を提出しますね。それを議会運営委員会でもってチェックをして、それを許すと。粛々とルールに基づいてやっているんですよ。それが今、結果的に19番議員が発言した。しかも議会のリーダーとも言える副議長という立場でありながら、あなたの発言静止を無視して何回か繰り返した。これ、議場を乱したということに、ほかなりませんよ。そして、しかもそれが結果的には不適切発言と、趣意書に載っていない、通告制、趣意書という制度にもとらない発言をしたものを不適格と認定したでしょう。それを本会議場の議事録に永遠と残すということが、これ存在するんですか。そのことについて今、戸田委員長も答えました。まさしくあなたが議事整理権の議会の最高責任者ですから、あなたのやはり見識、見解というものは、後顧の憂いを残すのか残さないのかという瀬戸際ですよ。これ簡単なことではありませんよ。主観や感情で私は一言も言っていません。議場を乱すという行為があるとすれば、これからも少々のことは通告も趣意書もなくどんどんいけますよ。渦上の議会がそこまで体たらくしていいんですか。少なくともこれは議会制民主主義、二代表制の一方の議会ルールとして定められていることを曲げると。これ、地方自治法の会議規則で決まっています、これね。これを今、残すか残さないかということじゃないですよ。粛々とルールに従ってやってくださいよと、法治国家であるがゆえに。そのことをあなたに私は再度、大変くどくて恐縮ですが確認し、それを粛々と実行してほしいと、こういうことをあえてまた求めます。しっかりとした判断を求めます。

○議長（千田正英） 議会運営委員会では、一般質問の発言は不適切であるということで発言の方は取り消さないということで決定しております、議会運営委員会では。

15番。

○15番（西村 武） 議長、いいですか、この今の発言を取り消すか取り消さないかは、

これは議長の判断でできますので、全て議会運営委員会で決まったからそうでなくして、不適切であったら、今、堀井議員言うように、藤原議員言うように、これを取り消してくださいと、こういうことなので、これは議長の判断でできますから、ですから議長の考えでやってください。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午後 2時06分 休憩

.....
午後 2時12分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

19番。

○19番（佐々木嘉一） 先ほどの私の一般質問の冒頭のところで、行き過ぎた発言があつて大変皆さんにご迷惑をおかけ致しました。その発言は私の方から取り消させていただきますので、宜しくお願い致します。

実は、非常に勇気ある発言をしたつもりでございましたけれども、秩序を乱したことについては心からお詫び申し上げます。どうもすみませんでした。

○議長（千田正英） ただいま取り消しの発言がありましたけれども、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（千田正英） では取り消しということに決しました。

では、一般質問を行います。

12番岡田 曙議員の発言を許します。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） 12番岡田です。

第3回定例会において一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございました。趣意書に基づきまして質問を致しますので、簡潔にご答弁の方、宜しくお願い致します。

東日本大震災が発生してから間もなく半年になりましたけれども、市長から昨日、行政報告の中で被災された皆様に心あたたまると対応と支援を説明されまして、本当にありがとうございます。一日も早く、この被災された方々がお元気になってくださることを切に願ってやみません。あの震災のとき、一刻も早く現地に入った職員の方々、医療チームに加わった献身的に活動なされました保健師の方々、被災地の皆様には希望を与え、与えられたと大きな使命感を持って帰られたと思います。そこで、保健師の業務に

ついて質問を致します。

厚生労働省が特定健診、保健指導制度を開始したことに伴い、保健師の業務が多様化してきております。以前は結核と赤ちゃんの問題を中心に活動していればよかった時代もありました。しかしながら、今日、時代とともに地域保健と福祉領域など次々と課題が増えてきておりますが、それに応じて保健師の数はそれほど増えておりません。医療費の半分を占めている生活習慣病を予防するのは保健師の大きな課題でもあります。しかしながら、業務の分担などで人材配置が手薄になっているという指摘もあります。業務分担か地域分担かとなると、業務分担をしながら地域分担をしなければならない状態に置かれております。今、地域で何が起きているのか、全体が見えなければ活動の課題が解決されません。市の保健師の配置は、健康推進課が8名、高齢福祉課2名、社会福祉課が1名、計11名で潟上市の人口約3万5,000人に対する保健師の体制はどうなのでしょう。目配り、気配り、心配りの配慮など、一定の人数がいなければそれなりの質を保つことができないと思います。限られた財源の中で最大限の効果を得るための方法など、様々な問題が山積している中、保健師が持っている力を十分に発揮できるよう、教育的な面、質を向上させ、市民一人一人が安心して暮らせる社会に邁進するためにも、保健師の必要性・重要性をどのように考えているか市長にお尋ねを致します。

2つめ、結核予防対策について質問致します。

近年、生活環境や食生活も改善され、国では結核に関する特定感染予防のための施策の推進を図ってきております。しかし、世界的に見て、日本は依然として結核蔓延国に位置づけられており、結核患者は減少傾向にあると言っても平成21年には2万4,000人、昨年は2万3,261人の新規患者が発生しております。秋田県でも282名、そのうち潟上市でも十数名が発症しております。これは厚生労働省の平成22年結核登録者情報調査集計結果でございます。

発症の予防および蔓延の防止については、早期発見と早期受診、治療を受けることなど、きめ細かな対策を行うことが必要かと思えます。働き盛りの年代層が受診の遅れと、発症から初診まで2カ月以上を要していることから、この遅れが感染拡大につながっているのではないかと考えられます。症状が出ていない潜在性結核感染症をどのように発見し、保健指導をしていくのか、患者に占める高齢者の割合は若いときに結核に感染していて、その後、免疫力が低下することによって発病する傾向が大きいと言われております。平成12年にスタートした国民健康づくり運動である「健康日本21」、市でも「潟上

健康21」が、策定されております。国が掲げている9分野70項目に市の施策も結核予防は重点項目に入っていると思います。効果的な分析をし、健康づくりの視点から、この結核予防対策は大変重要なことと思いますが、市長はこの対策についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねを致します。

3つめ、潟上市の墓地公園の管理について。

市の墓地公園は天王地区に羽立北野、追分地区、昭和地区には元木山、野村、天神下と、この5カ所にあります。平成17年3月22日、合併と同時に潟上市墓地公園設置条例と環境基本条例が設置されております。5カ所の墓地の区画数は1,316区画で、すべて墓地の使用者から永代使用料が納められております。しかしながら、全部の墓地にはお墓が建っているわけではないので、そのまま荒地となっている箇所が多く見受けられ、雑草やごみが散乱しており、近くの方から絶えず苦情がよせられております。ごみ箱が撤去され、注意事項が書かれても清掃が行き届いておらない状態です。墓地公園の設置条例第11条の中で市長は、墓地の管理について他に委託することができるとうたっておりますが、どのように誰に委託しているのか、委託の内容についてお尋ねを致します。

以上です。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 12番岡田曙議員の一般質問の1つ目「保健師の業務について」お答え致します。

保健師の活動は、すべての人々が生涯を通じて健康で幸福に生きる権利をうたっている憲法第25条を活動理念としており、現在、臨時職員を含め13人の職員が職務に就いております。

健康増進法や介護保険法、医療確保法等、目まぐるしく改正される法律、あるいは少子高齢化、コミュニティの希薄化等で健康課題もメタボ対策はもちろんのこと、母子保健、感染症対策、自殺対策、介護予防、精神保健対策等、保健師の活動も、より複雑多岐にわたっており、配置も保健、福祉、障害部門に配置されております。

現在は、健康推進課に臨時職員2名を含め10名、地域包括支援センターに2名、社会福祉課に1名となっております。保健師一人当たりの人口は、潟上市は約3,100人ですが、これは県内、秋田市を除いた市の平均3,450人と、ほぼ同程度となっております。

地域保健活動の推進のため、保健師はもちろんのこと、栄養士や事務職員等、保健福祉活動をともに担う職員や健康づくり組織の皆さんと連携を図って、潟上市の保健福祉

の向上に努めております。

なお、来年度退職保健師がいることから、保健師を若干名採用予定であります。

質問の2つめ「結核予防対策について」お答え致します。

結核は、結核菌の感染による感染症で、全国では毎年3万人の方が発症し、2,000人余りの方が亡くなっております。

潟上市の状況は、秋田中央保健所の統計から毎年5名前後の発症があり、平成22年末現在10名の方が患者登録されております。結核による死亡も19年から21年に、おのおの1名の方が亡くなられており、決して侮れない感染症です。感染症法の改正によって、現在、結核検診の対象者は65歳以上となっており、市では早朝集団検診で他の検診と同時実施しております。年々結核検診を受ける方が減少してはいますが、肺がん検診を受ける65歳以上の方も増えてきておりますことから、低料金で受けられ、しかも結核と肺がんの両方の見立てが行われる肺がん検診のメリットをさらにPRして受診率の向上を図ってまいります。

あわせて、結核予防婦人会組織と連携し、結核に対する知識の普及啓蒙に努めてまいります。

以上です。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 私からは、12番岡田 曙議員の一般質問の3つめ「墓地公園の管理について」お答え致します。

本市では、天王地区に2カ所、昭和地区に3カ所の墓地公園があります。ご指摘のとおり、いまだにお墓が建立されていない区画で雑草などが繁茂し、適正に個人管理されていないところが散見されます。本市においては、墓地公園の通路や共用箇所草刈り、樹木の剪定等を市内の2業者に委託し環境美化に配慮しております。周辺の区画に悪影響を及ぼしかねない状況であれば、担当から永代使用する方へ適宜文書で指導しておりますので、ご理解願いたいと思います。

また、平成17年から各墓地公園のごみ箱の段階的な撤去を実施しております。彼岸やお盆時期に墓前に備えられたものは、カラスなどの野生動物に荒らされ不衛生な状態になるため、墓地利用者の方々へ供物の持ち帰り等ご協力をお願いしているところであります。今後も永代使用する土地の管理については、使用者が適正に行うよう、お願いしてまいりますので、宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 12番さんの保健師の整備について私から答弁させていただきます。

保健師の整備拡充について、今までも意を用いてきたつもりであります。今後とも整備拡充に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。はい、12番。

○12番（岡田 曙） はじめに、保健師の業務につきましてですけれども、ご説明いただきましてありがとうございます。

今、保健師、潟上市はそうでないかもしれませんが、保健師さんの皆さんの中に住民からの暴力を受けている方もいらっしゃるという話を聞きました。これは身体的、精神的、社会的、性的、そういう暴力、言葉の暴力ですか、そういうことも受けているという、潟上市ではないかもしれないけれども、このことについて危機管理のあり方、対応のマニュアルなどはこちらの方で策定し、教育なされているか、その一点を聞きたいと思っております。

それから、結核予防につきましては、今後、保健指導などでも効果が上がると思いますので、どうか肺がんの検診をしたときには胸部写真を撮るから、結核のそれにも該当するというので、どうか検診の方に多く力を入れていただくように宜しく今後お願い致します。

それから、3つめの墓地公園の管理につきまして、確かお盆前に私も追分周辺からの苦情が入りまして行ってみました。そしたら、お墓を建てている方はお彼岸などは来て清掃しておりますけれども、何十年も建っていない方がかなりおりまして、私も一緒になって草を刈ってみました。そして昨年のお墓にお供えしたお花などは、みんな散乱して、ごみ袋にも3つも5つもあったことがありました。それでごみ箱も撤去されたということにどうしてかなと思いましたが、そこを通る方がごみを捨てられるために市の方で撤去されたということ、なかなかそのごみを持っていく方も、遠くから来ている人は困るということなんですけれども、どうか、そのごみの整理の方をお願いしたいと思います。

それから要望として、私も今朝、追分の墓地公園を見てきましたら、集会所ですか、あの集まる場所、お休みの場所、それは必要であれば鍵を追分支所、児童館にありますといったけれども、一度も借りたときないという話を聞きました。そしてその建

物の土台ですか、全部腐っておりました。悲惨な状態ですし、ドアもちょっとこう開かっているし、外壁もあれですから、利用されないのであればね撤去した方が私はいいのでないかなと思います。そして今年の私、7月の末頃、ちょっと清掃に行ったら、そこで三日間ぐらい男の方が水が出るから洗濯をしたり、お墓に布団を干したり、何かそういう方がおりましたから、やはりね清掃の今お話ししました業者に、それなりに委託しているということで、やはり墓地を永代使用料払っている方が、なかなかね近くにいなくて遠くにいらっしゃる方々では来ることができません。いくら当局の方で連絡しても来ることができないので、もしできたらね、皆さんから管理料をいただいて、その管理料で年に何回か、市はね周辺だけは草刈ったり、それから剪定をしたりしておりました。ところが、やはりお墓の建っていないところはものすごい草なんです。そういうことで是非お願いしたいと思います。

それから、元木山のあの墓地公園は手摺りがステンレスでないので、腐って、手が触られないです。根元が腐っている状態ですので、どうかそれ確認してください。

それから注意事項として、まだ合併前の看板でございました。元木山にも供物を持って帰るようになって書いてありましたけども、それも昭和町、追分地区にもそれも注意事項が天王町と書いておりますので、是非それをもう一度皆さん確認して、標記を直していただけるように配慮して下さるようお願い致します。

先ほどの保健師のことでちょっと質問します。

○議長（千田正英） 鈴木福祉保健部長。

○福祉保健部長（鈴木 司） 岡田議員の再質問にお答えします。

保健師のその危機管理という関係ですけれども、各課横断的に随時情報交換を重ねていまして、そうした事例等があるかどうかの状況把握をしています。現在そういう話は聞いておりませんし、潟上市においてははないという状況にありますけれども、事そういう場合があるやに予想される場合については、その体制を作っていきたい、二人、三人というシフトを敷いていきたいと思います。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 12番岡田 曙議員にお答えしたいと思います。

いろいろありましたが、1つめのごみの整理をお願いするということではありますが、これはうちの方でも今後注意していきたいと思っております。

それと追分の集会所の一度も借りたことがないというあの集会所なのですが、確か鍵

は児童館とかそっちの方に借りに行ってくださいと注意書きは書いております。ただ、利用されないで撤去したらどうかということに関しては、今後検討させていただきたいと思っております。

洗濯関係に関しては、今後うちの方でも十分注意していきたいと思っております。

それから、元木山の手摺り関係については、それを確認して、危なかったらそれなりの対応をしたいと思っております。

それと注意事項に関して、天王町と書いてあるということでありましたが、これちょっといいわけになってすいませんが、いったんは貼っておりましたが、それが取れてしまったということで、もう一回再度確認して貼らせていただきます。

それと最後だと思いますが、管理料の徴収して墓地公園を市で管理したらという感じのその質問だと思いますが、これうちの方で管理を全て墓地所有者から徴収することは、全員の賛同を得なければならないということで、非常に難しいと考えております。その中では管理料の未納者への対応とか支払いを拒む者とか、管理する人がいなくなったとか、などが想定されることから、現状では年間の管理料を徴収し、市が墓地公園全体を管理するということは、今のところは考えていないと、そういう状況であります。宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 12番。

○12番（岡田 曙） 今、墓地公園のことで清掃されないという話だけれども、やはりね、高齢者にもなるし、買ったときは安くて買ったけども、その場所がもう遠くに行ってしまったとかというので、非常に今ね、草も私も見たときないような草が生えているんです。外来種だとかって言うておりますから。何とかね、これを市の方で永代使用料を受け取っているし、どういう契約をしたかわからないけれども、やはりそこら辺を寛大に見ていただいて、やはり清掃していただければ、隣近所のやはり松の木とか、それからいろんな木も生えている状態ですので、何とか。

それから、お願いですけども、追分のその墓地公園の案内図がないです。自性院の案内はあるけども、追分の墓地公園の案内はないですから、どうかお願いしたいんです。

それからプレートですか、ネームプレートというのが貼っておりますね、追分の方は。あそこも何箇所かないので、困ったと探してあった方がおりましたので、どうかそれも確認して、取り付けるようにしてくださるようお願いいたします。

ごみの件ですけども、元木山の方にお墓の下に地域のごみ集積場所がありますね。あ

そのところにみんな捨てていくらしいんです、ごみを。そうでなくして、やはりごみを入れる場所を独自に、何でもかんでも捨てられるから撤去したでなくして、やはりそれはそれ専用の用にまず皆さんが対策を考えるようにしていただきたいと思います。

議長、あとよろしいです。要望ですので答えはいいです。

○議長（千田正英） これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

4番藤原幸作議員の発言を許します。4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） まずもって、この度の定例会において質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。お疲れのことと思いますが、しんがりでございますので、宜しく願い申し上げたいと思います。

質問事項は大きく3つでございますが、第1点は食菜館くらの経営についてであります。

「食」と「交流」をテーマとした潟上市地域再生計画に産直センター「食菜館くらら」が4月30日オープンした。石川理紀之助翁が1902年（明治35年）、現都城市に開田指導に赴いた縁で産地間交流ができたことは、歴史空間、距離空間を超えて「交流」のテーマにふさわしい。

なお、食菜館の中に都城市の産物紹介のところに石川翁との交流のことが書いておりますけれども、あそこの中に「中霧島村」というふうな表示がございますけれども、私は中霧島村じゃなくて石川翁が行ったときは山田村でなかったかと。恐らく中霧島村は、当時としましては大字じゃなかったかなと思いますので、後でお調べになっていただければと思います。

行政が産直センターを建設し、第三セクターの株式会社が指定管理者となり経営管理に当たるのは、当該事業においては全国初といってもよい。それだけ市民のみならず各自治体も注目しているものと存じます。

石川市長は、県内一番の売り上げ「十文字」に追いつけ、追い越せで頑張りたいと申しておりますが、8月6日にはJAあきた湖東が井川町に「湖東のやさい畑」を開店しており、環境はいちだんと厳しい。魅力ある店舗展開によるリピーターの獲得以外に成功の近道はない。消費者の情報、声をいかに生かすかの視点が肝要です。

オープンして4カ月ですが、生産体制と品揃え、加工品、駐車場と動線等々数多くの課題に直面していると思います。施設提供型の経営という安易に流れることなく、経営管理の厳しさを追求してほしい。いわゆる施設提供型というのは、自ら、いわゆるバラ

ンスシートにおいて貸借対照表におきまして固定資産表示がないことから減価償却がありませんし、財務キャッシュフローもないわけでありますので、その点でいわゆる施設提供型と申し上げたところであります。

次の事項について市長の所信をお伺いします。

1 つめ、8 月末までの農林産物、水産物、加工品等の売り上げ実績は。

2 つめ、160 余名の生産組合の出荷状況は。

3 つめ、目玉商品である水産物販売の動向は。

4 つめ、現在の問題点と今後の対応および経営戦略見通しはどのようになっていますか。

大きな項目の 2 つめ、八郎潟漁撈用具収蔵庫についてであります。

元木山公園の一角にある高床式鉄筋コンクリート造の八郎潟漁撈用具収蔵庫は1960年（昭和35年）、国指定を受けた潟上市唯一の有形民俗文化財であります。また、高床下には秋田県指定有形民俗文化財「八郎潟出土くり船」もあります。

この施設は、文化町長として知られた故高橋嘉右衛門元昭和町長が、八郎潟干拓によって消えゆく伝統漁法、漁具、魚の標本、加えて自らも「哲華」の雅号を持つ画人であり、そのほかに蓑虫山人の研究者、これは高橋家に居留したこともありまして、その道でも有名人であります。漁法を描いたものも納められており、潟の恩恵に対する感謝の念と八郎潟を後世に伝えようとする情熱は、今でも感じ取れる高橋町政の集大成の施設であります。

先日、有志議員と潟上市内施設研修を実施したところ、この施設が雨漏りし、展示物が汚れていることに驚きました。魚の標本も変色しております。庫内に石田労政、石橋内閣でご活躍された石田博英先生揮毫による「想う先人」の掲額がありました。額と現実の行政施策の乖離に唖然とした次第であります。

潟上市総合発展計画、後期基本計画、芸術文化活動振興の現状と課題の中に、「様々な文化財も残されており、今後はこれら有形、無形の文化財の保存、保護、継承を図っていく必要があります」とあります。これらを踏まえ、今後どのように対処するのか教育長の所見をお伺いします。

最後の 3 点めではありますが、昭和民俗資料館についてであります。

この資料館も元木山公園の一角にあり、昭和町指定建造物有形民俗文化財から、現在は潟上市へ移行されております。1970年（昭和45年）、文化庁が初めて事業化した未指

定歴史民俗資料の収集保存施設整備事業で整備した全国3館の一つで、1971年（昭和46年）9月に開館したものであります。

この建物は、東北日本海側の特色を示す両中門造り萱葺き民家で、建物自体、重要な民俗資料であります。この建物に町民の協力によって1,500点におよぶ各種資料が整備、展示されております。先日訪れたときは、萱葺き屋根に穴が開き、雨漏りで板が腐り、同僚議員が足を踏み外す状況であった。屋根の萱が飛んだだけでなく、雨漏りによって土台も腐り、座敷も危険であり、各種資料も陳腐化すること必至であります。次の事項について教育長の所見をお伺いします。

1つめ、現在までの施設活用の反省点は。

2つめ、建物民俗文化財の価値は。

3つめ、内部各資料の民俗文化財価値は。

4つめ、今後の対応、修理、解体、移築等々についてお伺い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つめ「食菜館くらの経営」についてお答えを致します。

1点めの「8月末までの農林産物、水産物、加工品等の売り上げ実績は」についてお答え申し上げます。

「食菜館くら」の指定管理者である天王グリーンランド株式会社からの報告では、4月のオープンから8月末現在の売上額は、税込みで7,650万4,216円となっております。その内訳は、農林産物が2,763万3,004円、水産物が623万1,134円、加工品等が4,263万78円となっております。

2点めの「160余名の生産組合員の出荷状況は」についてであります。現在161名の組合員が登録されており、これまで141名の方が農産物等を出荷しております。品目別では、農産物が111名、手芸・木工品が21名、水産物が9名と約8割が農産物の出荷者が占めております。

3点めの「目玉商品である水産物販売の動向は」については、安くて新鮮ということもあり人気が高く、特に鮮魚関係は常に完売状態になっております。しかし、水産物の出荷組合員は9名と少ない状況にあり、漁業者に呼びかけ、加入促進を図っているところでもあります。

最後に4点めの「現在の問題点と今後の対応および経営戦略見直しは」について申し

上げます。

食菜館くららでは、現在128品目の農産物が出荷されており、オープン当初（75品目）から見ると、大分品揃えは良くなってきておりますが、いかに周年を通した出荷体制ができるかが課題だと思っております。市では、昨年来、単独で農業生産力向上事業を創設し、パイプハウスや農機具等の購入に対し40%の補助金を交付しており、こうした取り組みが出荷の増加につながってくればと期待しているところであります。

また、出荷組合員の皆様には「自分の店」という強い意識を持っていただき、安心・安全をモットーに消費者から信頼される農産物を出荷していただきたいと願っております。これがリピーターの確保につながるものと確信しております。

一方、食菜館くららでは、10月1日から宅配をバイキング方式で送ることができる「潟上くらら便」や地元の酒粕と清酒を使用したオリジナルの酒まんじゅう「くららあん」の発売を計画しており、消費者の満足度を高めるための工夫や新たな商品開発に努めております。

また、秋田県立大学と連携し、アンケート調査を実施し、消費者の声を営業に反映させたいと考えております。

食菜館くららは、本市のシンボル公園・天王グリーンランド内に配置されており、園内では、市民のいこいの場のほか、「道の駅」、「天王温泉くらら」、さらに「フットボールセンター」や「グラウンドゴルフ場」など多彩な施設が整備されております。この後については、精米機の設置などを考慮中ではありますが、いずれに致しましても、こうした施設が相乗効果を発揮することで、食菜館くららをはじめエリア一帯の活性化につながると思っておりますので、今後も各種イベントや情報発信の強化に努めてまいります。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 4番藤原幸作議員の一般質問の2つめ「八郎潟漁撈用具収蔵庫について」にお答え致します。

八郎潟は、かつて琵琶湖に次ぐ我が国第二の湖面を誇り、湖岸の多くの人々に豊富な自然の恵みをもたらしておりましたが、世紀の干拓事業によって、その雄大な姿が大きく変化しました。そうした中、昭和35年6月9日に日本海側の典型的な潟湖の一つである八郎潟における在来漁撈の用具の収集内容が豊富であるとともに、地域的特色をよく示すものとして重要であるということの認識から、国から重要有形民俗文化財「八郎潟漁撈用具」として指定を受けております。八郎潟の恵みに生きた先人の人々の生活習慣

や漁撈について後世に伝えるため、昭和36年12月20日に八郎潟漁撈用具収蔵庫を建設し、当時の漁撈用具や生物標本等を保存しております。

収蔵庫に収蔵している資料は、ワカサギ建網やボラ建網などの建網類、そしてゴリひき網、それからアミのひき網などの引き網類、フナの刺網やシラウオ刺網などの刺網類、まんぐわ、じょれんなどの採貝類など78点と潟船1隻であります。

また、八郎潟から出土したくり船1隻が昭和55年12月11日に秋田県指定有形民俗文化財に指定され、保存しておるところでございます。

昭和37年から45年頃までに八郎潟に生育していたフナ、ボラ、カレイ、アユなどの魚類68点についても、未指定ではありますが液浸標本、いわゆるホルマリン漬けですが、この標本として保存しております。

ご質問にあります掲額につきましては、4番藤原議員がおっしゃるとおりのことあります。展示物としてその活用について、掲示場所等も考慮に入れながら、本市の文化財保護審議会委員と相談し検討してまいりたいと思います。

また、施設の雨漏りや魚の標本などの今後の対処についてであります。当該施設が建設されてから50年が経過し、老朽化も相当進んできていることから、一部で雨漏りが散見されています。今後、屋根等の修繕を施しながら展示物の管理保全に努めてまいり所存です。

また、標本の変色につきましては、液浸標本としてホルマリン漬け処理で保存しておりますが、経過年数により標本の色素が溶け出し、変色しているものと考えられます。また、ホルマリンの蒸散により一部が露出している標本も見受けられるため、今後は、その保存方法について早急に検討してまいりたいと考えております。

八郎潟の漁撈用具については、本収蔵庫にある漁撈用具の他に同類のものが天王グリーンランド2階の展示室に展示されております。このように資料が分散されて保存されることは、管理面でも問題が多いのではと考えております。分散をどうするかについて時間を要すると思いますが、1カ所にまとめて保存していくことが可能かを含めて、潟上市文化財保護審議会と協議・検討を重ね、関係団体の理解と協力を得ながら進めてまいりたいと考えているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

次に、3つめの「昭和民俗資料館について」にお答え致します。

潟上市昭和歴史民俗資料館の建築様式は、日本海側沿岸部に多く見られるコの字型の「両中門造」で、昭和53年9月29日に旧昭和町で指定有形文化財に指定された建造物で

ありますが、この建物は南秋田郡五城目町内川の松橋長悦氏から寄贈された住宅を保存展示するために元木山公園内に移築したものでございます。中に保存展示している資料約650種については、文化財として指定を受けておりませんが、歴史資料や民俗資料、考古資料として潟上地方文化研究会が収集したもののほか、昭和町民に呼びかけて収集保存したものであり、千歯こきや唐箕、犁などの農具や、長持、重箱、行燈などの生活用具が主なものであります。

ご質問の1番めにあります現在までの施設活用の反省点についてであります。昭和歴史民俗資料館の屋根の素材は一般的に植物屋根と言われる萱葺きの屋根でありますが、建物の移築当初から現在に至るまで補修が行われていなかったことや長年の風雨にさらされることによって萱の傷みが激しくなっております。通常、萱葺き屋根の寿命は囲炉裏やかまどで火を起こすことによるくん蒸効果や屋根の乾燥効果により25年から30年程度と言われておりますが、無人の施設であることから萱葺き屋根の性質にあわせることができなかったことや近年のゲリラ的豪雨により全体的な傷みが加速的に進行し、部分補修はできない状況になっております。以前は元木山観桜会の際に一般公開するなどしておりましたが、現在は施設見学の問い合わせもなく、訪れる人はほとんどない状態です。

2番めの建物の民俗文化財の価値についてであります。文化財保護法では、建造物、絵画、古文書等の有形の文化的所産で、我が国にとって歴史上、または芸術上価値の高いものを有形文化財として定義しておりますが、市としてもこの定義に準じながら市にとって重要なものであり、潟上市指定有形文化財としているところです。

3番めの内部各資料の民俗文化財価値についてであります。潟上地方文化研究会の会員が「両中門造」の建物に各資料を保存し、一体となった展示を行いたいとのことから、当時の町民にも呼びかけながら収集したものであり、当時の風俗慣習や農業技術を知る上で貴重な資料と理解しているところです。

4番めの今後の対応についてであります。これまでも応急的措置等で雨漏り対策を行ってまいりましたが、先ほども申し上げましたが、長年の風雨やゲリラ豪雨により屋根や全体の施設そのものの傷みが激しく、部分補修ができない状況にあります。建物の中に保存している貴重な資料については、雨漏りの影響を受けないところに緊急的に避難させてありますが、この状況を早期に改善しなければならないため、潟上市文化財保護審議委員会で協議・検討をしてまいりましたが結論には至っていない状況にあります。

その理由として、現在の場所で修復したとしても来館者が少ないことや管理が難しく効果が薄いこと。移築の場合は、関連施設を統合するなどの形で総合的な方向で検討することや指定解除なども考慮に入れながら慎重な検討が必要であるなどの意見が出されております。

このように、今後、総合的な方向で検討するためには、まだ時間を要すると思われませんが、市内旧町単位で分散している民俗資料を一カ所で保存展示していくことが可能かどうかを含めて、潟上市文化財保護審議委員会と一緒に協議・検討を加えながら結論づけたいと考えておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。はい、4番。

○4番（藤原幸作） 食菜館くらのことにつきましては、市長の行政報告の中にも平日で400人から500人、土日になると800人から1,000人ということで、大変な消費者の方々が見えているということでありまして、大変喜んでいるところでございますが、経営におきまして4カ月間でもって月割りにしますと1,900万円ぐらいですか。これを見ますと、いわゆる十文字を追い越しそうな勢いでございますけれども、市長の見込みとしては年間どのくらいを見込んでおりますか、そこら辺のことについてお願いしたいと思います。

なお、そのほかにこの漁撈用具の収蔵庫でございますが、これは全国いっても琵琶湖は第一、その次が霞ヶ浦ですか、それから魚では宍道湖あたりが有名でございますが、この3湖に行ってもそういう施設はございません。それだけ大変貴重な資料だと思うわけでありまして、これについては先ほど教育長からいろいろご説明があったわけですが、この財政的なことについては執行権は市長にあります。管理は教育委員会でございますが、是非この両施設につきまして市長からもご見解をいただければありがたいと思います。

3点について宜しく申し上げます。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原議員の再質問にお答えします。

1点めの年間の、要するに集客数ですか、どのくらいかと。はっきり言って年間の大それた人数は想定していませんでした。その十文字に追いつけ、追い越せというのが将来の課題でありますけれども、前半はとにかく午前中になると品切れだというようなこ

とがありまして、75品種、今は123品種で、ようやく落ち着いてきたと。だけれども3時か4時頃になるとものがないという話ですので、いかにこの種類を保つためにはこれから課題が多かろうと。人数については、余り欲を言わないで、一人でも多く、とにかくリピーターの確保、4番さんも申されましたが、リピーターの確保が大事だろうと思います。

2番めと3番めの財政的な見地からということですが、私もこの収蔵庫と資料館、見てきました。相当の当時はすばらしいロケーションだなと思いました。残念ながらあの建物が老朽化して雨漏りがあるということで、今その詳しいやり方については教育長が答弁しましたが、まずはこの雨漏りを防ぐと、それから貴重な収集物の散逸を防ぐというのが重要だろうと思いますので、私もあのホルマリン見ました。今、八郎湖はご承知のように外来種が幅をきかせていますので、あの中にも、もう絶滅種が相当あるんじゃないかと、私素人ですが、貴重な絶滅種、一例を申し上げますと、我々が普通あの小さいときハゼですね、グンジと言いました。八節グンジ（ハゼの大きい）、一尺ですね、あれがあったんですよ。今ああいうやつはいないと思いますよ。ウナギだって今、巨大ウナギってテレビでやるけれども、ああいうのはねえ。いずれ大変珍しいものだと、貴重なものだと感じました。本来のこの財政の見地になりますが、私は飯田川にもあるそうですね、この似たようなものが。それを一堂に介することができないかと。根本的には民俗のあの審議委員会等で専門家からご検討いただきますが、私は民俗資料審議会専門職ばかりではなくて、一般の人たちにも参画をしていただいて幅広く議論をした方がいいのではないかと考えていますし、公開をまず前提とするか、保存を前提とするかというので大きく分かりますので、その点をまず、私、年間を通じて公開するということになれば、なかなか難しい分野もあると。素人ですが。それらもまず第一義的に含めながら検討していただいて、貴重な資料の散逸を防ぐということで、しかも年に何回か公開をするのが最もベターではないかなと思ったりしていますので、財政的にはこの後、ない知恵を絞りながらあちこちの補助金など、交付金などを探すような段取りを今からしたいと思っています。

○議長（千田正英） 4番、再々質問ありますか。4番。

○4番（藤原幸作） 再々質問でなくて、ちょっと要望を申し上げたい。

一つは食菜館くらの経営というのは、4カ月というのは野菜関係の盛期でございますので、問題はこれからだと思います。そういうもの、先ほど施設の4割補助というの

もありますけれども、そういう生産指導を含めて十分対応していただきたいということが一つ。

それから、2つめの収蔵庫と、それから民俗資料館については、私も昭和出身でございますので、内心忸怩たるものがございます。しかしながら、非常に貴重なものでございますので、先ほど教育長ならびに市長からのお話のように、十分対処していただければありがたいと思います。

終わります。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。

本日の日程は、これで全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、9月9日金曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもお疲れさまでした。

午後 3時04分 散会